

改定版東久留米市男女平等推進プランの
平成 22 年度事業進捗状況評価について
(答申)

2011 年（平成 23 年）10 月

東久留米市男女平等推進市民会議

【目次】

I	答申	1
II	進捗状況調査・評価表	9

【参考資料】

- 1 諮問文
- 2 東久留米市男女平等推進市民会議条例
- 3 東久留米市男女平等推進市民会議委員名簿
- 4 東久留米市男女平等推進市民会議検討経過

平成 23 年 10 月 31 日

東久留米市長
馬場 一彦 殿

東久留米市男女平等推進市民会議
会長 山下 泰子

改定版東久留米市男女平等推進プランの平成 22 年度事業進捗状況評価について（答申）

平成 23 年 6 月 3 日付 23 東久市生発第 19 号により諮問のありました標記の件について、
本会議で審議した結果、別紙の結論に達しましたので答申します。

i. 基本的な考え方

東久留米市は、平成 8 年に「東久留米市男女平等推進プラン」（計画期間：平成 8 年度～平成 17 年度）を策定、平成 13 年には同プランの見直しを行い、「（改定版）東久留米市男女平等推進プラン」（計画期間：平成 13 年度～平成 22 年度）を策定した。平成 18 年 3 月には、改定版の後期計画期間において、国が平成 17 年 12 月に策定した「男女共同参画基本計画（第 2 次）」の内容を反映した「東久留米市男女平等推進プラン—後期計画期間における重点課題—」（以下「前プラン」）をまとめた。その後、前プランの計画期間の終了に伴い、社会情勢の変化による新たな課題への対応を整理し、平成 23 年 3 月に「男女共同参画社会の形成をめざす 東久留米市第 2 次男女平等推進プラン」（計画期間：平成 23 年度～平成 28 年度）を策定した。

平成 23 年 6 月、本会議は、市長より前プランの平成 22 年度の進捗状況評価について諮問を受けた。

本報告書は、平成 22 年度の進捗状況評価についての報告をまとめたものである。各事業の個別評価については、別紙の「Ⅱ 進捗状況調査・評価表」中の「男女平等推進市民会議評価」に記載した。ここでは、総括と各主要課題の概要について記載する。

ii. 総括

前プランの平成 22 年度事業の主管課評価の中には、平成 21 年度と同様に男女共同参画の視点や意識が欠けているかに思われる記述が散見され、庁内における意識が十分に浸透していないことが懸念される。市で行うすべての施策に男女共同参画の視点を反映するためにも、庁内でのより一層の男女共同参画意識の向上に努めるとともに、様々な事業において検討を重ねるだけでなく実施に向けた積極的な取り組みを進めてほしい。

教育分野における男女共同参画や、行政委員会・審議会における女性委員比率の向上等については各主管課での意識的な取り組みが行われてきたことから、平成 20 年度以降は女性委員比率 40%以上を維持し、平成 22 年度に新設された審議会においても同水準を維持していることは評価できるが、引き続き目標値である 50%を達成できるよう、さらに努めてほしい。

行政における女性の参画や庁内の女性管理職比率、事業所への働きかけ等、前プランの計画期間中においてあまり進展の見られなかった分野については、関係機関での連携を強化し、タイムテーブルの設定等により計画的かつ具体的にプランを推進する必要があると考える。また、市の男女共同参画施策を推進する拠点施設である男女平等推進センターの充実・強化を図り、市民一人ひとりが地域や家庭において男女共同参画意識を養う環境を整え、市独自の事業を展開するよう努めてほしい。

iii 主要課題別評価の概要

【主要課題1. 人権尊重と男女平等の意識づくりのために】

1. 男女平等の意識づくり

男女平等の意識づくりのためには、継続して事業実施していくことが重要である。その意味でも平成21年度に引き続き、若年層への働きかけとして行った市内高校での「デートDV」の出前講座開催や啓発資料等の定期的な発行、広報紙における記事掲載等は評価できる。

また、啓発活動の推進のために、男女共同参画の意識や視点を加味した内容の自治会セミナーの開催や小学生から高校生を対象とした地域事業への参加等、地域活動における横のつながりも見据えた地域リーダーの育成に努めるとともに、様々な講座の開催においても開催内容・方法等を工夫した上で意識啓発の場として充実を図ってほしい。

さらに、今後は情報機能の整備・充実を図り、IT環境の整備やネットワークの構築に努めてほしい。

2. 女性の人権尊重と暴力の根絶について

市では、平成23年3月にDV被害者に対するさらなる支援の充実を図るために第2次配偶者暴力対策基本計画を策定し、相談事業の充実や自立支援に努めている。また、平成22年度は暴力の根絶に向けて市民一人ひとりの意識啓発を目的としたDVに関する啓発チラシを作成し全戸配布している。

講座の開催や様々な機会を捉えてDVに関する啓発や情報提供を行っていることは評価できる。今後も個々の状況に応じた支援を行うとともに、幅広い層に対する意識啓発に努めてほしい。また、教育においても、実状に即した柔軟な対応を今後も継続するとともに、年間計画を毎年見直し発達段階に応じた適切な取り組みを推進してほしい。

3. 家庭における男女平等の教育・学習の推進

男女が共に協力して家事・育児・介護を行うことで、家庭における男女平等は進むと考える。講座内容や開催日・時間等を多様化し、男性の家庭参加を促進する啓発講座が開催されていることは評価できるが、今後はより一層の周知を図るための方法等を検討するとともに、男性だけでなく男女双方に対する啓発を行い、幅広い年齢層に向けた講座の開催や啓発を図ってほしい。

4. 幼児・学校教育における男女平等の教育・学習の推進

管理職、教職員、初任者等の階層に応じて人権尊重教育に関する定期的な研修会の開催及び適切な指導・助言を行っていることは評価できる。また、教育課程編成時の男女平等教育の位置付けの明確化への指導・助言、男女共通履修の継続、人権研修会へのほぼ100%

の管理職の参加は評価できる。今後も研修の充実、資料選定時の男女平等教育への配慮等も含め、教育の場における男女平等教育を推進してほしい。

5. 地域社会における男女平等の教育・学習の推進

各事業を幅広い内容・形態で実施し、学習機会の場として学校施設の地域への開放は評価できる。今後は、市内にある様々な自主グループに対して地域における個々の繋がりのためにも活動情報の発信等について検討してほしい。

【主要課題2. あらゆる分野への男女共同参画促進のために】

1. 行政委員会・審議会等への女性の参画促進

行政のあらゆる分野に女性の視点を反映するためにも、行政委員会・審議会における女性の参画は重要である。平成20年度から女性比率40%以上を維持しているが、審議会等の中には女性委員のいない審議会もある。今後はより一層男女比に偏りがなくなるよう目標値として掲げている50%にむけて公募の周知等も含めて推進してほしい。

2. 行政における女性の参画促進

女性職員の能力活用のためには、管理職研修はもちろんのこと女性職員自身の意識改革や、登用促進をどのように行っていくのか数値目標とタイムテーブルを策定し具体的に取る必要がある。庁内研修の充実を図り、研修内容をフィードバックできるような仕組みや女性職員の意識改革のためのプロジェクトチームの立ち上げなども検討・実施してほしい。また、議会傍聴者が大幅に増加していることに関しては、市民の市政への関心の高さがうかがえるため、今後も傍聴促進への働きかけを行ってほしい。

3. 企業・団体等における女性の参画促進

企業や事業所に対して市の権限としてできる事業は限られているが、事業所等との関わりを構築し積極的な働きかけを行ってほしい。また、公共事業調達時に男女共同参画に関する事業所の取り組み内容を加味する等、実質的な推進に努めてほしい。

4. 地域活動における男女共同参画の促進

ボランティア活動において、小中学生を含む幅広い年代に参加呼びかけを行っていることは評価できる。地域社会や各種団体・グループの中核を担う人材として女性リーダーの養成が求められるが、老人クラブにおいては、リーダー養成として育成研修を行っており、研修内容も現実的で評価できる。今後も様々な地域活動への女性の参画を推進してほしい。また、地域コミュニケーションを推進するツールのひとつとしてコミュニティ情報サイトを活用しているが、サイト内の情報等について男女共同参画の視点によるチェックが必要と考えるため、運営団体に対して働きかけを行ってほしい。

5. 国際交流と平和の推進

市民の国際交流や学習機会の充実を図るためにも、ネットワークづくりを推進するとともに地域に根差した交流事業を検討・実施してほしい。また、通訳ボランティア制度や外国人向け相談窓口等の周知徹底を図るとともに、利用者のニーズを把握した上で利便性を向上させるようなサービスの提供についても検討が必要である。

恒久平和を維持するためにも、学校の指導計画に平和に関する内容を反映し、関連施設の見学や語り部による体験談等を計画に組み入れていることは評価できる。今後は戦争を含む様々な面から見た平和について考える中で、女性に対する暴力を廃絶するような教育や女性の視点からの平和という題材も扱ってほしい。

6. 防災・消防活動への男女共同参画の推進

防災分野への男女共同参画や男女共同参画の視点の必要性は、今回東日本大震災という大規模な災害が発生したことで不可欠なものとする認識が高まっている。避難所における男女双方のニーズの違いを把握する上でも女性の視点を取り入れた避難所運営や、男女問わず災害に備えた防災スペシャリストの養成も検討し、偏りのない防災体制を確立してほしい。

【主要課題3. 男女が共に生き生きと働くための環境整備のために】

1. 女性の就業と母性保護の推進

女性や高齢者の就労環境は依然として男性に比べ厳しい状況にあるため、女性の能力開発への支援や就労機会の拡充、また高齢者の能力活用場としてシルバー人材センターの充実や利用促進が求められている。女性や高齢者への就労支援として市独自の事業展開を検討するとともに、男女という性別の括りではなく個別の能力を生かせるような取り組みも併せて行ってほしい。また、労使双方に対しての意識啓発や実情に応じた情報提供等を行うためにも事業所との連携を図る必要がある。さらに、地域における就業機会の創出として地域コミュニティビジネスへの支援は引き続き行ってほしい。

母性保護の推進においては、厚生労働省のイクメンプロジェクトをはじめ男性が家庭参加し始めている現状をチャンスとして、男女双方への様々な啓発を行ってほしい。

2. 多様な働き方に対応した条件整備と農業・商工業等で働く女性の地位向上

労働条件の整備や女性の地位向上においては、実態把握に努め、国や都等関係機関と連携し様々な情報や制度のより効果的な周知方法等を検討してほしい。また、引き続き市商工会との連携を図る等、働く女性のネットワーク化の支援も含めた情報提供や啓発、女性の参画に努めてほしい。

3. 職業生活と家庭生活の両立支援

就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応し、延長保育事業や0歳児保育の環境整備、

障害児教育の充実等を図っていることは評価できる。今後もニーズを踏まえた事業の拡充に努めるとともに個々の実情に応じたきめ細かな支援を行ってほしい。

また、介護予防や自立支援、個人にかかる介護負担を減少させるためにも今後も地域包括センターの充実を図ってほしい。

ワーク・ライフ・バランスを適正化することは作業効率を上げることに繋がり、長期的にはプラス効果を生むということを認識した上で仕組みを考え、各種制度の周知徹底を図るとともに、男女が共に就労・家庭生活の両立を図れるよう支援を継続してほしい。

【主要課題4. 男女共同参画の生活ができる基盤整備のために】

1. 地域福祉の基盤整備

広報紙における掲載枠を確保した定期的な各種相談案内や、関係機関での連携等を今後も継続して行い、相談しやすい環境づくりに努めてほしい。また、多様化・複雑化する相談に対して担当職員を適正に配置するとともに、より専門性を高める必要がある。

2. 子育て支援と環境整備

保育における環境は子どもの意識形成に大きく影響するため、職員のスキルアップのための様々な研修の中にジェンダー視点を取り入れて実施してほしい。

また、子どもの問題に関するあらゆる相談に対応できる子ども家庭支援センターにおいて、関係機関との日常での連携が図られていることは評価できる。虐待防止や育児支援も含めてより一層の連携強化を図るとともにネットワーク化を推進してほしい。

様々な場において育児講座の開催等育児情報を幅広く提供していることは評価できるが、利用者や講座参加者が固定化している可能性もあるため、新しく参加したいと考えている市民に対しても利用しやすいよう利用・参加促進に努めてほしい。

3. 介護・看護施策の充実

男女共同参画社会の基盤整備として、在宅介護サービスや総合相談事業、介護技術の習得支援、介護予防の推進等今後も引き続き実情に即した支援を行ってほしい。

4. 高齢者の自立と生活安定のための条件整備

高齢者が生きがいを持って自立した生活を送るためにも、男女を問わず働く意欲のある高齢者の就労を支援するとともに、社会参画の場の提供や高齢化が進む中で増加している認知症高齢者に対する支援等ニーズを把握し、様々な支援の充実を図ってほしい。

5. ひとり親・障害者（児）等の自立支援

ひとり親家庭に対し、経済的な自立や就労支援等のための各種制度の周知や利用促進、子どもの健全育成に向けた資金貸付等、今後もニーズに応じた支援を継続してほしい。

また、障害者の就労を総合的に支援するための就労支援室の設置は評価できる。今後も障害者自立支援法に基づき、生活安定と自立への支援を継続してほしい。

6. 女性の健康づくりの充実と母性の尊重

生涯を通じて健康であるためには、病気の予防、早期発見と思春期、妊娠・出産期、更年期のライフサイクルに応じて変化する自分の身体を知った上での健康づくりが重要であり、またお互いの性に対する知識や理解が必要である。働く世代に向けた各種健診日の設定及び全ライフステージにおける食育の実施や、新生児・乳児の訪問率がほぼ全数であることは評価できる。今後も介護予防の推進等も含め、事業の充実に努めてほしい。

【主要課題5. 計画を推進するために】

1. 計画推進体制の整備と強化

計画の推進状況について年次報告を行い、市民会議及び庁内の関係各課と連携し新プランを策定したことは評価できる。今後は新プランをより実効性のあるものとするために、評価方法や推進体制について検討し、庁内推進体制の充実・強化、全職員の男女共同参画意識の向上を図る中で、市民・事業者と協働して計画の推進に努める必要がある。

Ⅱ 進捗状況調査・評価表

(改定版)東久留米市男女平等推進プラン 平成22年度事業進捗状況調査表

【主要課題1. 人権尊重と男女平等の意識づくりのために】

*実施区分は次のとおり

継続:すでに実施している現在の事業内容で継続するもの

拡充:すでに実施しているが、現在の事業内容を拡大または充実するもの

新規:新規に実施予定の事業及び現状では事業化は困難だが引き続き検討するもの

要請:法制上、市では実施できないため、国・都へ要請するもの

1 男女平等の意識づくり

現行プラン施策名	現行プラン説明	No.	現行プラン事業名	平成18年度～22年度		主管課	後期計画期間における重点課題	平成22年度事業実績	主管課評価	平成22年度市民会議評価(案)	
				実施区分	今後の方向						
1 女性が直面する問題の啓発活動の推進	<p>・女性が直面する問題の解決には市民と市が共に活動を進めていくことが重要であり、その活動の拠点となる男女平等推進センターに東京都等の関係機関と連携し、研修、相談、情報収集・提供、調査、交流などの機能を充実し、啓発活動を推進します。特に従来の市民相談、人権相談、母子相談、健康相談、精神保健相談等に加えて、女性が「社会的性別」(ジェンダー)にとらわれることなく生きられるよう、気軽に利用できる専門家を配置した相談事業を充実します。</p> <p>・女性が直面する問題について市民の理解と関心を高めるために、市民が企画や運営に参画する講座、フォーラム等を実施します。また自治会役員などの地域リーダーには研修を実施します。</p> <p>・女性が直面する問題に関する情報を、広報紙はじめ各種メディアの活用や、啓発資料、情報誌等を作成して周知を図ります。また、男女平等推進センターの充実を図るため、関係団体との連携を推進します。</p>	1	活動の拠点として男女平等推進センターの運営	拡充	利用者登録制度「フィフティ・フレンズ」の充実を図り、施設の利用促進と事業運営への市民参画を推進する。	生活文化課	・本プランの後期計画期間における重点課題の解決に向け、庁内推進機関である男女共同参画推進協議会とともに進めていくための市民参画拠点として、男女共同参画の普及・啓発等を進める。	会議室の利用実績は5,006名と21年度の利用実績を16%下回った。また、男女共同参画社会の形成を促進するための自主的な活動をする個人及び団体であるフィフティフレンズの登録数は、個人登録44名(2名増)、団体登録は23団体(増減なし)となっている。男女共同参画情報誌「ときめき」においては、公募の市民6名が男女共同参画に関わる特集等を企画・編集し、11回の編集会議を経て45号及び46号を発行した。	会議室の利用実績が前年を下回った理由については、男女平等推進センター事業の開催場所として市役所内の利用が多かったことや3月に発生した地震に伴う日中及び夜間の閉館の影響も考えられる。また、フィフティフレンズ同士の横のつながりを構築する意図で懇談会を開催したが、参加者が少なかったことを踏まえ参加の呼びかけや横のつながりを持つための方法等も含めてフィフティフレンズ制度の周知について検討していく。	会議室の利用については、センター事業の告知と合わせて広報を行うなど、様々な機会をとらえて幅広く市民へ周知していく必要がある。また、フィフティフレンズ制度についての周知を図るとともに登録者間での繋がり構築に向けた取り組みを検討してほしい。	
		2	コーディネーターの配置	拡充	コーディネーター・専門員がより専門性を発揮できるよう、環境整備を進める。	生活文化課	・専門職員の継続的配置	コーディネーターについては、センター主催講座の企画・運営や市民企画講座への支援を行った。また、各種団体へのサポート及び東久留米総合高校等他団体と共催での事業を実施するとともに、青年商工会議所等地域団体への働きかけも行った。専門員については、主に男女共同参画情報「ときめき」の発刊を取りまとめるとともに、一般相談を含むセンターの事務全般に対応した。	コーディネーターについては、センター主催講座の企画・運営や市民企画講座への支援を行った。また、各種団体へのサポート及び東久留米総合高校等他団体と共催での事業を実施するとともに、青年商工会議所等地域団体への働きかけも行った。専門員については、主に男女共同参画情報「ときめき」の発刊を取りまとめるとともに、一般相談を含むセンターの事務全般に対応した。	東久留米総合高校等他団体との連携を継続していることや、多岐にわたる内容の講座の企画・開催等、コーディネーターとしての役割を果たしている。また、専門員についても「ときめき」の内容に関する情報収集や取りまとめ、センターの事務全般について適切な対応ができています。今後は、さらに事業の充実を図るとともに、地域への働きかけを行い専門性をさらに深めるための研修への参加等、環境整備を進めていく必要がある。	より専門性を発揮できるよう雇用期間や雇用形態の検討及びスキルアップのための研修の充実を図ってほしい。
		3	女性が直面する問題に関する啓発講座の充実	継続	センター主催講座を通して男女共同参画社会の形成を目指した啓発を行う。また、公募による市民企画講座への支援を継続し、市民の参画を進めていく。	生活文化課	・市民参画による行政、地域課題解決に向けた男女平等推進センター事業の実施	より多くの市民が関心を持ち、講座への参加促進につながるよう、テーマの偏りをなくし様々な内容の講座を開催するとともに市民企画講座の募集を行った。 ・市民企画講座 3講座 ・男女平等推進センター主催講座 8講座 ・男女平等推進センター主催事業 2事業 ・共催講座 4講座 ・シネマdeおしゃべり4回	市民の企画・運営による市民企画講座の募集・開催や他団体との共催講座の開催等、意識啓発及び女性が直面する問題の解決への一助となるような様々な内容の講座を開催することができた。今後も市民参画を促し地域と連携した講座の開催に努めていきたい。	今後もテーマに偏りが少ないよう男女共同参画についての啓発講座等を実施するとともに、市民参画の場として市民企画講座を実施してほしい。	
		継続	直面する問題に関する講座の推進。	生涯学習課	・直面する問題に関する講座の推進	「男女平等」を主眼に置いた講座の開催はなかった。	講座の実施計画にあたり、市民の多岐に渡る要望に応えるため、22年度においては当該講座の実施には至らなかった。今後、女性が直面する問題に関する講座等開催の声が市民から多く出てくれば(ニーズがあれば)、開催を検討する。	市民のニーズに対応した講座を開催する中で、男女共同参画の視点が反映された講座の開催についても検討してほしい。			
		4	男女平等推進センターの相談事業の充実	拡充	相談事業の市民への周知を図るため、引き続きセンターの機能や所在地のPRに努める。相談事業利用者が増加していった場合、相談メニューや回数について検討していくが、現状でも一般相談への対応が求められており、相談員の配置について検討課題としていく。	生活文化課	・男女平等推進センター専門相談(女性の悩みごと相談・女性弁護士による法律相談)の充実 ・男女平等推進センターにおける対応	男女平等推進センターにて専門相談事業を実施した。 ・女性の悩みごと相談(毎週月曜日) 102件 ・女性弁護士による法律相談(毎月第一金曜日) 35件 また、男女平等推進センターの通常業務の中で一般相談として9件に対応したほか、庁内関係窓口や他の相談機関について情報提供を行った。	センターの専門相談事業として問題解決への手助けを行うとともに様々な情報提供を行った。また、相談内容によっては関係各課と連絡を取り合い、適切に対応した。	今後もセンターでの専門相談事業を継続して実施してほしい。また、相談内容によっては、庁内関係部署のほか、必要に応じて外部の関係機関に適切につなぐことができるよう、引き続き連携の強化に努めてほしい。	
5 市民参画の講座・フォーラムの実施	拡充	市民企画講座への支援事業を継続するほか、センター主催講座の企画・運営への市民参画を継続して進めていく。	生活文化課	・行政、地域課題の解決に向けた男女平等推進センター事業の実施に際して、市民参画を促進する。 ・男女平等推進センターの市民参画事業として実施中のフィフティフレンズ制度、市民企画講座を継続実施する。	市民が企画・運営する市民企画講座については、講座開催までの様々な支援を行い3講座を開催した。また、年4回開催しているシネマdeおしゃべりについては企画・運営に15名(前年比+2名)のサポーターが参画している。	市民企画講座については、男女共同参画社会の形成に関連した講座を市民が企画し運営する市民参画の場であるとともに、講座に参加した市民への意識啓発にも繋がっていると考える。より多くの市民に市民企画講座事業について関心を持ってもらうために、周知方法等の検討を行っていく。また、市民との共催講座の開催も継続して実施していく。	市民企画講座への支援や、センター主催事業の企画・運営への参画など、今後も市民が参画できる機会拡大に努めてほしい。				
		継続	自主企画講座の推進。	生涯学習課	・自主企画講座の推進	市民自主企画講座3講座(延べ6回)実施	幅広い内容で形態等を勘案し事業を推進。男女共同参画に関係する自主企画の応募はなかった。今後も募集は継続する。	男女共同参画に関する自主企画講座の応募がなくとも、市民が自ら考え主催する講座として今後も継続してほしい。			

1 男女平等の意識づくり

現行プラン施策名	現行プラン説明	No.	現行プラン事業名	平成18年度～22年度		主管課	後期計画期間における重点課題	平成22年度事業実績	主管課評価	平成22年度市民会議評価(案)
				実施区分	今後の方向					
1 女性が直面する問題の啓発活動の推進	<p>・女性が直面する問題の解決には市民と市が共に活動を進めていくことが重要であり、その活動の拠点となる男女平等推進センターに東京都等の関係機関と連携し、研修、相談、情報収集・提供、調査、交流などの機能を充実し、啓発活動を推進します。特に従来の市民相談、人権相談、母子相談、健康相談、精神保健相談等に加えて、女性が「社会的性別」(ジェンダー)にとらわれることなく生きられるよう、気軽に利用できる専門家を配置した相談事業を充実します。</p> <p>・女性が直面する問題について市民の理解と関心を高めるために、市民が企画や運営に参画する講座、フォーラム等を実施します。また自治会役員などの地域リーダーには研修を実施します。</p> <p>・女性が直面する問題に関する情報を、広報紙はじめ各種メディアの活用や、啓発資料、情報誌等を作成して周知を図ります。また、男女平等推進センターの充実を図るため、関係団体との連携を推進します。</p>	6	地域リーダーへの研修の実施	新規	未実施。	生活文化課	・男女平等推進センター事業として進めていく。	自治会役員を対象とした自治会セミナーとして、地域リーダー養成講座を3回の連続講座として実施した。(参加者30名)	養成講座の開催は、各自治会役員同士が交流する場でもあり様々な知識を吸収する場となっている。男女平等推進センター事業ではないが、毎年開催している自治会セミナーに対して男女共同参画社会に関わる内容を含んだ講座の開催等について検討していく。	地域リーダーとして自治会長は大きな役割を担っている。今後もセミナーを開催する中で男女共同参画の視点が加味された内容の講座を検討してほしい。
		7	啓発資料等の発行及び広報誌活用の充実	継続	引き続き、広報紙等を活用して啓発活動を行っていく。	企画調整課 秘書広報担当	・広報紙や市ホームページを活用し、男女平等の啓発活動を行う。	年間23号発行する市報において、16号・20件の記事を掲載した。5月1日号では、3面で「男女平等推進センターの利用促進」を目的としたPR記事を掲載し周知を行った。また各15日号では、「女性の悩みごと相談」「女性弁護士による法律相談」の相談日等を紹介し、気軽に相談ができるという意識の醸成を図った。なお、市ホームページにおいても、同件数の情報発信を行った。	概ね年間計画に沿って、昨年と同程度の件数について掲載することができた。市報では、限られた掲載スペースの中で読みやすく理解しやすいものとなるよう、タイトルなどを工夫した。ホームページでは、「男女平等推進市民会議の会議録」や「男女平等推進プラン」、「ときめき」などを、いつでも閲覧可能な状態で掲示し、より詳細な情報の発信に努めた。	センターの利用促進に関するPR記事の掲載は周知を図る意味でも評価できる。今後も講座開催だけでなく様々な男女共同参画に関する情報提供を行ってほしい。また、定期的な相談窓口の紹介は市民にとってわかりやすく、今後も継続して掲載してほしい。
		8	各種団体・事業所及び他の公共機関との連携の推進	拡充	市内事業所、公・私立学校、近隣の大学等との連携を進める。	生活文化課	・行政、地域課題の解決に向けた男女平等推進センター事業の実施に際して、各種団体・事業所等との連携を推進	前年度に引き続き東久留米総合高校との共催で、授業の一環としてデートDVをテーマにした出前講座を開催した。講座は1学年240人中189人が受講を希望したが、教室の都合上参加者は96人となった。	高校生に対して授業の一環として出前講座を開催し、お互いを尊重する関係づくりについて考える機会を提供することができた。今後も高校と連携し、継続して意識啓発のための出前講座を実施していく。また、市内の他の高校との連携や各種団体・事業所との連携も図っていく必要がある。	市内高校において、継続して講座を開催していることは評価できる。今後も連携を継続するとともに、他の高校や事業所等とも連携を図れるよう努力してほしい。
		9	ITを活用した女性情報ネットワークの推進	新規	男女平等推進センターのホームページの作成・メールマガジンの発行により情報機能の整備をはかる。	生活文化課		ホームページの作成については他自治体のホームページ内容等について情報収集し、広報担当より市ホームページの構成等について説明を受けた。また、市ホームページ上に男女共同参画情報誌「ときめき」や男女平等推進センター事業のお知らせ等を随時掲載した。また、メーリングリストを活用し様々な情報提供を行った。	市ホームページへの男女共同参画情報誌「ときめき」や男女平等推進センター事業のお知らせ等の掲載は継続して行っていくとともに、メーリングリスト等も引き続き活用していく。また、市ホームページ上での男女共同参画に関する情報をさらに整理し、調査・検討を行いながらホームページの作成については今後も検討していく。	IT環境の整備は、今後ますます必須項目となってくると考えられる。センターの周知や利用促進を図る上でも、ホームページ等を作成し、ネットワークを構築して行ってほしい。
		10	国・都などとの連携による情報・機会の提供	拡充	連携先をさらに拡充していく。	生活文化課	・行政、地域課題の解決に向けた男女平等推進センター事業の実施に際して、国・東京都等との連携を推進	国や都、各市区町村等と連携し相互の情報提供を行うとともに、東京都で開催される講座や事業については定期的に資料提供を受け、市内の公共施設等に配架した。また、市町村男女共同参画施策担当職員会議に出席し、情報収集や意見交換等を行った。	定期的な資料提供の依頼や情報交換の場に参加するなど、様々な機関と連携し相互に情報提供することができた。今後は、市民に対しより多くの学習機会等の情報提供が図れるよう検討していく。	今後もより多くの市民に対して様々な情報提供を行うために周知方法等を検討してほしい。
				継続・新規	左に加え、ITを活用した情報も提供していく。	図書館	・市民にインターネットも含めたパソコンを開放し、ポータルサイトとしての図書館を整備していく。	図書館ホームページからの情報提供。利用者用インターネット端末の設置は未実施。	図書館のあり方を検討中である。図書館をまちの情報拠点と位置付け、情報の提供、発信を行っていく。今後はこのあり方にそって、情報提供環境の整備を計画的にすすめていく。	図書館独自のシステムを使用する中で、ニーズに合った情報提供や環境の整備を進めてほしい。
				継続	関係団体への情報の提供。	生涯学習課	・関係団体への情報の提供	国や東京都など関係団体からの情報を配布・掲示提供した。	関係団体からの資料の配布・提供を引き続き推進していく。また、市ホームページへの掲載も推進していく。	関係団体と連携する中でより幅広い情報提供が行えるよう努めてほしい。

2 女性の人権尊重と暴力の根絶

現行プラン施策名	現行プラン説明	No.	現行プラン事業名	平成18年度～22年度		主管課	後期計画期間における重点課題	平成22年度事業実績	主管課評価	平成22年度市民会議評価(案)
				実施区分	今後の方向					
1性の尊重に関する教育・学習・相談の充実	・関係所管課の連携により研修等の充実を図り、幼児、児童・生徒の発達の段階に応じた性教育指導を充実します。 ・女性の人権を侵害する性情報に左右されず自己決定する力を身につけるための性教育情報を家庭向けに提供します。 ・妊娠や出産について、女性の自己決定権が十分尊重されるよう、性や生殖についての正しい知識・情報を提供し、啓発に努めます。	11	性教育に関する指導の充実	継続	日常の保育を通じて人に対する愛情や信頼感、道徳心などを育む。	保育課		昨年度に引き続き、日常の保育における保健活動のなかで、身体の違い、大切さを伝えている。	子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮し、保育所の社会的責任として、性別を含めた子どもの人格を尊重する保育を行っている。	幼少時における周りの大人の立ち居振る舞いは成長過程において多大な影響を及ぼすと考える。今後も、引き続き適切な指導を継続してほしい。
				継続	性教育に関する指導計画に基づく、指導の実施。	指導室		・学習時間数を確保し、適切な教材を使って体の発育・発達について理解させた。 ・身近な生活において健康で安全な生活を営む資質や能力を伸ばすことができた。	どの学校も性教育に関する指導計画に基づき、適正に実施することができた。クラスの実情等に応じて課題が違うが、日々その克服に向けて指導にあたっている。	発達段階に応じて適切な性教育を行い、実状に即した柔軟な対応を今後も継続してほしい。
		12	スクールカウンセラーの設置	継続	現在のスクールカウンセラーを必要に応じて小学校にも派遣する。	指導室		・全中学校と 8校の小学校へのスクールカウンセラーを設置した。(昨年より2名増) ・市費で配置したスクールカウンセラーは、教育相談室の相談員を兼ねていたことから、学校と相談室との連携が図れた。	・小・中学校に配置されたスクールカウンセラーの連絡会を年2回実施した。 ・スクールカウンセラーの配置がさらに進み、教育相談体制に一層の充実が図れた	スクールカウンセラーの増員など教育相談体制の強化に取り組んでいることは評価できる。今後も連絡会を定期的に開催するなど、引き続き体制や連携の強化を図ってほしい。
		13	家庭向け性教育のための情報提供	継続	従来の新生児訪問、産婦への家族計画として実施し、母が主体的に出産・育児を考えられるよう支援していく。	健康課	・妊産婦訪問件数の増加 ・プレ・パパママクラス参加者の増加	妊婦訪問14件、新生児訪問・乳児訪問(実人数)918件(延人数)966件 プレ・パパママクラス4日間、6クール(土曜版3回)参加者延数534名(内 妊婦424名 夫110名)	22年度は妊娠届け・出生通知票の件数が21年度より少なかったため、件数的には少なくなっているが、21年度の新生児・乳児の訪問率は92.5%に対し本年度は99.1%と増えている。ほぼ全数訪問に近い数値で実施できた。 プレ・パパママクラスでは土曜版の時は参加人数が増えており、働いている妊婦や夫にとって参加し易いものとなっている。 各事業を通して、女性が主体性を持って妊娠・出産・育児ができるよう、情報提供・支援を行っている。	ほぼ100%の割合で、対象世帯を訪問していることは評価できる。今後も女性が主体性を持って妊娠・出産・育児に関われる環境づくりに向け、男女双方に対して支援を継続してほしい。
		14	ライフステージ別の性や生殖に関する知識の啓発	継続	性教育に関する指導計画に基づく、指導の実施。	指導室		・各校の年間指導計画に基づいて適切に行われていた。 ・教科のねらいや児童・生徒の発達段階に即した授業が行われていた。	年間計画においては、毎年各校が見直しをし、児童・生徒に対して正しい知識と健全な態度が身に着くよう改善している。発達段階に応じた性や生殖に関する指導にもあたっている。	年間計画を毎年見直ししていることは評価できる。今後も発達段階に応じて適切な性教育が行われるよう配慮し、取り組みを推進してほしい。
15	エイズや、性感染症予防・蔓延防止	継続	性教育に関する指導計画に基づく、指導の実施。	指導室		・各校の年間指導計画に基づいて適切に行われていた。 ・教科のねらいや児童・生徒の発達段階に即した授業が行われていた。	年間計画においては、毎年各校が見直しをし、児童・生徒に対して正しい知識と健全な態度が身に付くよう改善している。クラスの実情等に応じて課題が違うが、日々その克服に向けて指導にあたっている。	年間計画を毎年見直ししていることは評価できる。今後も、個々の実情に応じて正しい知識と健全な態度が身に着くよう取り組みを推進してほしい。		

2女性に対するあらゆる暴力の根絶のための取り組みの推進	・夫やパートナーなど親しい関係にある人の肉体的、精神的、性的暴力等あらゆる暴力が、人権を侵害する許されない行為であることを周知、啓発し、ドメスティックバイオレンス(DV)の予防、早期発見に努めます。また、被害女性への相談や自立の支援を充実するため関係機関との連携を強化します。	16	ドメスティックバイオレンス(DV)に関する啓発	継続	引き続き、DVの理解を深めDV防止を啓発する講座の開催を継続して実施する。	生活文化課	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護」について理解を深め啓発する講座の開催	今年度は、市民すべてに意識啓発を促す手段としてDVに関するチラシを作成し、広報紙への折り込みチラシとして全戸配布した。若年層に対する意識啓発としては東久留米総合高校にてデートDVの出前講座を開催した。また、「あなたの意思を伝える」と題しパープルリボンを使用したリボンレイストラップ作りの講座を開催した。男女平等推進センターにおいては、パープルリボンを貼付するための台座を通年で設置し利用者へ意識啓発を促した。さらに、市の人権週間では女性に対する暴力防止のシンボルとしてパープルリボンに関する展示を行った。	若年層に対しては、出前講座を通じてお互いを尊重する関係づくりについて考える機会を提供できた。また、市民への意識啓発としてチラシの全戸配布や講座を開催したほか様々な機会を捉えてDVに関する啓発や情報提供を行うことができた。今後も継続的にDVに関する啓発を行っていく。	DVに関する分かりやすい啓発チラシを作成し、全戸配布したことは大変評価できる。今後も若年層も含め、幅広い層に様々な機会を捉えてDVに関する啓発を行ってほしい。
		17	ドメスティックバイオレンス(DV)に関わる相談事業の充実	継続	「DV対策庁内連絡会」を中心に庁内の相談・支援体制の整備を進めながら、警察、医療機関等地域の関係機関との連携を強化していく。	生活文化課	・「DV対策庁内連絡会」を中心に庁内の相談・支援体制の整備を進めながら、警察、医療機関等地域の関係機関との連携を強化	23年3月に第2次配偶者暴力対策基本計画を策定した。また、庁内の関係機関からなるDV庁内連絡会を開催し庁内の連携等について確認した。男女平等推進センターにおいては専門相談事業を行った。	被害者に対するさらなる支援の充実を図るために、第2次配偶者暴力対策基本計画を策定した。この基本計画に基づき、庁内及び関係機関における支援体制の強化を図るとともに、DV庁内連絡会の開催や外部機関と連携する中でDVの早期発見や相談事業等についても促進していく。	策定した基本計画に基づき庁内及び外部機関との連携を強化し、適切な相談体制を構築してほしい。
		継続	市が設置する母子自立支援員が婦人相談員の業務を合わせて行う。	子育て支援課		電話、来所による夫等からの暴力による相談(主訴)は95件あった。21年5月より母子自立支援員兼婦人相談員(嘱託職員)を1名増員し、合わせて2名体制とした。	母子自立支援員兼婦人相談員2名体制ではあるが、相談件数の増により、事務量も増となっている。事務のやり方の改善と相談業務を充実していく必要がある。	相談件数が増加していることや事務処理の煩雑化等に対して、人員配置を含め検討し、より充実した相談事業を実施してほしい。また、相談員自身に対するケアについても検討してほしい。		
		継続	相談員の資質の向上を図る。	福祉総務課	・相談員研修の継続実施	母子世帯における相談(DV世帯含む)は、111件。開始世帯数28世帯。	引き続き、母子相談員等と協力しながら、相談業務を実施していく。	相談業務の充実を図るため、研修を実施し資質の向上に努めてほしい。また、相談員自身に対するケアについても検討してほしい。		
		18	被害女性への自立支援	継続	関係機関との連携とひとり親家庭のための施策の充実を図る中で、DV被害者への自立支援策を実施していく。	子育て支援課		電話、来所による夫等からの暴力による相談(主訴)は95件あった。国籍、年齢、家族構成、相談内容は多様化している。自立支援については、状況をみながら就労支援員に繋げている。また、自立支援教育訓練給付金事業や高等技能訓練促進事業の説明もしている。	相談件数の増や内容の多様化に対応していくために2名体制にした。現状の課題としては相談や自立に向けた支援のさらなる充実である。	個々に応じた情報提供や就労支援を行っていることは評価できる。今後もさらに関係機関と連携し、被害者の自立に向けた支援を継続してほしい。
		継続	法内・法外施策を活用する。	福祉総務課	・国庫補助金を活用して就労支援員を新規に配置し、自立支援を強化	母子世帯8名(子育て支援課からの相談、DV世帯も含めて)の相談を実施し、7名が就職。	就労意欲が高く、就労に結びついた者が多かった。引き続き、就労相談による支援を実施していく。	今後も個々の状況に応じた就労支援を行ってほしい。		

3 家庭における男女平等の教育・学習の推進

現行プラン施策名	現行プラン説明	No.	現行プラン事業名	平成18年度～22年度		主管課	後期計画期間における重点課題	平成22年度事業実績	主管課評価	平成22年度市民会議評価(案)
				実施区分	今後の方向					
1 家庭における教育・学習の推進	<p>・家庭における男女平等を進め、男女が共に家族的責任を果たすために、家庭の教育、経済、子育て、高齢期等の問題に関する講座や、男性が家事・育児・介護等の生活技術を習得するための講座を充実します。</p> <p>・家庭における男女平等を推進するために、啓発資料を作成し普及すると共に、関係機関による資料を広く配布します。</p>	19	家庭における男女平等を推進するための講座の充実	継続	両性に対して啓発していく講座が重要と考えられるので、開催時間帯を多様にし、講座内容の充実を図っていく。	生活文化課	・家庭生活における男女共同参画の促進を図る事業を男女平等推進センター事業として実施	家庭における男女共同参画に関わる講座として、パパクラブとの共催で料理講座を開催した。パパクラブでは講座実施に向けミーティングを重ねるとともに青年商工会議所の事業に参加し、地域との交流を深めた。また、子育てフェスタにおいて、パパクラブ(パパ代表)とデジママ(ママ代表)の活動に関する展示を行った。	東久留米市在住・在勤の現役の父親で構成されているパパクラブは、男女平等推進センター事業として支援しており様々な意識啓発を行っている。本年度は、料理講座を開催することでスキルアップ及び地域の父親との交流の場を提供できた。また、地域団体が主催する事業への参加を通してパパクラブの意義や様々なPRを行うとともに他団体と親睦を深めた。今後も父親の家庭における男女共同参画を推進する事業の1つとしてパパクラブへの支援を行っていく。また、男女が共に参加し双方への意識啓発となる講座の開催を検討していく。	パパクラブとして地域の様々な事業に参加し、活動の意義やPRに努めたことは評価できる。今後もパパクラブを通じて男性の家庭参画について意識啓発を推進するとともに、男女双方に対する講座を開催してほしい。
				継続	家庭教育講座の推進。	生涯学習課	・家庭教育講座の推進	子育て中の方の悩み解消など。「食を育みスクスク子育て」等、全6講座実施。	子育てに自信がもて、より良い家庭教育が望めるため、今後も発展・継続していきたい。	今後も家庭教育に関する様々な講座を実施する中で、男女がともに家庭的責任を果たせるよう啓発をしてほしい。
		20	男性向けの家事・育児・介護等の講座の充実	拡充	男性向けの家事・育児・介護に関する講座の充実を図っていく。	生活文化課	・男性向け生活自立支援プログラムを男女平等推進センター事業として実施	パパクラブとの共催で男性向けの料理講座を開催した。また、メールリストを活用し様々な情報提供を行った。	講座実施に向けてパパクラブ内でミーティングを重ね意識の向上に努めた。また、講座参加者へもパパクラブの活動内容を紹介することで意識啓発することができた。今後は関係各課や他団体と連携することで男性向けの講座を充実していく。	パパクラブ内での意識啓発及び講座の実施は評価できる。今後も様々な団体との連携も含め様々な年齢層の男性に向けた講座を開催してほしい。
				継続	関係団体からの資料の配布・提供。	生涯学習課	・関係団体からの資料の配布・提供	「男性向け」の講座の開催はなかった。男性も含めて「保護者対象」ということであれば、No.19のとおり6講座実施。	講座の実施計画にあたり、市民の多岐に渡る要望に応えるため、22年度においては実施がなかった。今後も、開催を検討していく。	関係団体からの資料の配布・提供を継続するとともに、保護者対象であっても男性が参加しやすい講座等の実施を検討してほしい。
				継続	喫煙に対する健康教育を実施していく予定。土曜版の実施回数を増やす。	健康課	・父親・母親の参加数をアップする。 ・タバコが妊婦に与える害についての父親の理解を深める。 ・マタニティブルーに対する知識を普及し、父親が精神面から母親を支援し育児参加できるようにする。	ブレ・パパママクラス4日間、6クール(土曜版3回)参加者延数534名(内 妊婦424名 夫110名)	グループワークの中や、配布資料として、「禁煙・マタニティブルー・揺さぶられ症候群」について周知している。また妊婦疑似体験や沐浴実習を通じて、夫婦が協力し合って育児していけるよう支援している。ほとんどの方が妊娠、出産、育児に関する情報が得られたと答えている。	男女が共に参加することで家庭における男女平等は進むと考える。今後も夫婦が協力して家事・育児に係われるよう支援して行ってほしい。
		21	家庭向け啓発資料の作成と提供	継続	男女共同参画情報誌「ときめき」や他の媒体を利用した啓発資料の作成・普及を目指していく。	生活文化課	・男女共同参画情報誌「ときめき」や他の媒体を利用した啓発資料の作成・提供	男女共同参画情報誌「ときめき」45号の特集の中で、家庭生活についてのアンケート結果を取り上げた。	男女共同参画情報誌「ときめき」の特集の項目の1つとして家庭における男女共同参画について取り上げることで意識啓発に努めた。しかし、情報量としては多くないことから、今後は「ときめき」以外にも家庭向けの啓発資料について資料・情報収集し提供方法等も含め検討していく。	情報誌の内容の充実を図るとともに、より多くの市民が手にとってくれるよう、特集に応じた周知方法の検討もしてほしい。
				継続	自作資料の作成について検討。	指導室		研修会や関係機関から配布された資料について、校長会や副校長会等で説明をし、学校へ周知し配布してきた。自作資料作成までには至っていない。	関係機関からの資料を指導室が主催する各研修会においても周知を図った。	今後も関係機関からの資料を活用するとともに必要に応じて独自資料の作成について検討してほしい。
				継続	関係団体からの資料の配布・提供。	生涯学習課	・関係団体からの資料の配布・提供	国や東京都など関係団体から資料の配布・提供を行った。	関係団体からの資料の配布・提供を引き続き推進していく。また、市ホームページへの掲載も推進していく。	今後も関係機関からの資料を有効に活用して啓発に結び付けてほしい。

4 幼児・学校教育における男女平等の教育・学習の推進

現行プラン施策名	現行プラン説明	No.	現行プラン事業名	平成18年度～22年度		主管課	後期計画期間における重点課題	平成22年度事業実績	主管課評価	平成22年度市民会議評価(案)	
				実施区分	今後の方向						
1 男女平等教育の推進	教職員への男女平等の教育や「社会的性別」(ジェンダー)に関する研修などを充実し、男女平等教育の推進につながる研究活動の支援を検討して男女平等意識に根ざした教育をめざします。 ・男女平等教育を進めるため、男女平等観を育む学習内容や指導方法に配慮した教育課程の編成に努めます。また、教科書選定にあたり、男女平等教育への配慮がされるよう資料提供を行います。 ・教育の現場での男子優先の慣行を改めるため、不必要な男女別の扱いをやめるように努め、性別にかかわらず生活に必要な知識と技術を修得する教育を進めます。	22	人権尊重教育推進のための研修の充実	継続	対象別の教員研修の充実を図る。	指導室	・人権尊重月間を設定し対象別の教員研修の拡充を図る。	年間3回の人権研修会を開催し、取り扱うテーマを統一し、管理職対象・生活指導主任対象・初任者対象等の職層に応じて行った。	年3回以外にも校長会や副校長会において適切に人権教育の課題とその解決のための指導・助言を行ってきた。	定期的な研修会の開催及びその都度適切な指導・助言を行っていることは評価できる。今後も継続して事業実施してほしい。	
		23	教職員の男女平等観の確立の促進	継続	研修を中心とした啓発に努める。	指導室		・人権教育推進委員会を年間5回開催した。 ・各委員に東京都人権尊重教育推進校の研究発表への参観を義務付けた。 ・東京都人権尊重教育推進校を指定した。	・各委員が東京都人権尊重教育推進校の研究発表から学び、自校の人権教育の実践に役立てることができた。 ・東京都人権教育推進校の指定を受け、さらに男女平等教育の推進を図ることができた。	教職員自身の男女平等観は、直接子どもにも影響を与えるため、今後とも様々な研修の開催及び参加を推進してほしい。	
		24	教育課程編成での配慮	継続	教育課程への位置付けをより明確にして実施する。	指導室		・教育目標の基本方針や重点に明確に位置付けて実施する。	教育課程の編成にあたり、男女平等教育の位置付けをより明確にするようさらに指導・助言した。	・学校の実態に応じて努力し進めていく。 ・男女混合名簿については、各校の実態にあわせて働きかけを実施していく。	今後も男女平等教育を推進するため、指導・助言を継続してほしい。また、男女混合名簿についても検討してほしい。
		25	教科書選定委員会への資料の提供	継続	情報提供を実施する。	指導室			教科別資料作成委員会で作成した資料が適切であるかどうか、選定調査委員会にて調査した。	適切な採択となるよう東久留米市教科用図書採択要綱及び東久留米市教科用図書採択要綱実施細目に従って調査した。	資料の選定にあたっては男女平等教育への配慮がされるよう適切に調査してほしい。
		26	男女平等に関する指導資料の作成と活用	継続	配布、活用に努める。	指導室			東京都教育委員会資料を適時学校に配布し、学校ごとの活用を図っている。	東京都教育委員会作成の資料を活用することができた。	都教育委員会の資料等を適切に活用するとともに男女平等に関するより効果的な独自資料の作成にも取り組んでほしい。
2 幼稚園・学校運営における男女平等の推進	・管理職の「社会的性別」(ジェンダー)に関する研修を実施すると共に、幼稚園・学校運営が一方の性に偏らないよう、教職員の職務分担や指導的立場への配置などに十分配慮します。	28	「社会的性別」(ジェンダー)についての管理職研修の充実	継続	継続実施していく。	指導室		・人権教育研修会として管理職を対象とした研修を実施した。 ・東京都教育委員会が主催する人権研修会へほぼ100%の管理職が参加している。	管理職を対象とした人権研修会とともに、服務に関する研修も充実させたことで、管理職一人一人が男女平等の意識をより高めることができた。	例年人権研修会へほぼ100%の管理職が参加していることは評価できる。今後も全管理職の参加を促し、意識啓発に努めてほしい。新任教員の研修に盛り込むことについても検討してほしい。	
		29	学校運営における職務分担の男女平等の促進	継続	継続実施していく。	指導室		性による区別をせずに校務分掌を担当させるよう常に指導・助言している。	学年や委員会等の構成、校外の宿泊行事の際の引率教員の男女の比率等、適正に行われている。	今後も職務分担や指導的立場の教職員において性による偏りが無いよう配慮してほしい。	
		30	教職員指導体制における女性の配置	継続	配慮して実施していく。	指導室		指導的立場の教職員が一方の性に偏らないように常に指導・助言している。	学年構成や委員会等の構成、校外の宿泊行事の際は、指導的立場の教職員が一方の性に偏らないように適正に行われている。		

5 地域社会における男女平等の教育・学習の推進

現行プラン施策名	現行プラン説明	No.	現行プラン事業名	平成18年度～22年度		主管課	後期計画期間における重点課題	平成22年度事業実績	主管課評価	平成22年度市民会議評価(案)
				実施区分	今後の方向					
1 学習条件と場の整備	・生涯学習の推進にあたっては、人権尊重や男女の平等意識の啓発に考慮し、個人の自立や男女がともに家族的責任を果たす家庭、地域、社会づくりに役立つ各種分野の講座を実施します。その際幅広い男女が参加しやすいように、開催場所、日時などを工夫し、また誰もが気軽に情報・資料を利用できるよう整備します。	31	各種夜間・休日講座及び開館の充実	継続	開催日時等の工夫。	生涯学習課	・開催の日時等の工夫	市民自主企画講座3講座(延べ6回)の内、5回を土日に開催。 また、家庭教育講座6講座(延べ12回)の内、5回を土日に開催。 いずれも、生涯学習センター等の市内公共施設を会場に実施した。	各事業を幅広い内容・形態で実施している。	各事業を幅広い内容・形態で実施していることは評価できる。今後も様々な分野における講座を開催するとともに、内容や対象者に応じて開催日時等に配慮してほしい。
				継続	継続して行っていく。					
		33	出張講師制度確立の検討	継続	調査検討。	生涯学習課	・調査検討	出張講師制度の検討。	市民大学(短期コース)の講師等を登録し、出張講師として制度化することを検討していく。	出張講師の需用も含め制度化にむけて調査・検討してほしい。
		34	学校施設の地域への開放	継続	継続。	(教)総務課		授業等の学校運営に支障のない範囲で開放を実施。(下記の実績は申請件数) 小学校全14校のうち、13校:615件 中学校全7校のうち、7校:163件 上記の内容で、体育館や校庭、教室等を貸出した。	昨年度より利用申請件数は少し減少した。利用条件(日時・場所等)により、主管課が総務課と生涯学習課に分かれるが施設の開放を今後も実施していく。学習内容は、利用者の判断であるため、必ずしも男女共同参画を意図したものとは限らない。	様々な学習機会の場の提供として学校施設の地域への開放は有意義であると考え。今後も施設開放について周知を図り、市民が気軽に利用できるよう努めていってほしい。
				継続	スポーツ開放、体づくり開放、教室開放。	生涯学習課	・スポーツ開放、体づくり開放、教室開放	スポーツ開放12校、体づくり開放4校で実施(申請件数4,645件) 小学校2校・中学校7校の特別教室開放(申請件数504件)	各学校共に施設稼働率が高く、生涯学習の推進に役立っている。 スポーツ開放、体づくり開放は、社会体育の普及や一般市民の体づくりの確保の場としているものであり、男女共同参画に関する活動や啓発の場とする機会ではないが、男女が幅広く参加できるような工夫は必要である。	体づくり等は、個々のライフスタイルやライフステージに応じ自らの健康状態に応じて的確に自己管理ができるようになるための機会となりうる。内容に応じて様々な情報提供等に努めてほしい。
35	大学との連携の推進	継続	近隣大学の公開講座情報の提供。	生涯学習課	・近隣大学の公開講座情報の提供	近隣大学の公開講座情報の資料の配布・提供を行った。	各大学から頂いた情報の配布・提供を引き続き推進していく。講座の内容・タイトルについては各大学の意向による。	近隣大学の公開講座情報については資料提供の方法等を検討し、市民への情報提供に努めてほしい。		
2 自主活動の育成・支援	・各種講座の修了者を自主グループとして育成し、女性が直面する問題に関する情報を提供する等、継続して自主活動ができるように支援します。 ・女性が直面する問題に関する視野を広げ、活動の向上を図るために市民を啓発会議に派遣します。	36	自主グループの育成と支援	継続	自主グループ活動の場の提供。	生涯学習課	・自主グループ活動の場の提供	青少年指導者養成講座「のびのびレク入門」事業の受講者からなるのびレク研究会が行う会議・事業の場所の提供を行っている。(年間11回、生涯学習課の事業の一環として会場を提供・事業補助している)	今後もこのような自主グループの活動支援・育成は推進していく。	市民が自主的に活動するグループに対する支援を今後も推進してほしい。
				37	自主グループ活動情報紙の発行	継続	情報紙発行の支援。	生涯学習課	・情報紙発行の支援	実績は特にない。
		38	女性が直面する問題に関する啓発会議への派遣	継続	継続して情報提供を行っていく。	生活文化課	・情報提供の充実	内閣府・東京都等関係機関の啓発事業については、チラシを配架・掲示するに留まった。	男女平等推進センター利用者に対し掲示板にて周知を行っている。また、意欲のある市民に対しては積極的に情報提供していく。	各種情報を有効活用するためにも、情報提供の方法等を検討してほしい。

(改定版)東久留米市男女平等推進プラン 平成22年度事業進捗状況調査表

【主要課題2. あらゆる分野への男女共同参画促進のために】

*実施区分は次のとおり

継続:すでに実施して現在事業内容で継続するもの

拡充:すでに実施しているが、現在の事業内容を拡大または充実するもの

新規:新規に実施予定の事業及び現状では事業化は困難だが引き続き検討するもの

要請:法制上、市では実施できないため、国・都へ要請するもの

1 行政委員会・審議会等への女性の参画促進

現行プラン施策名	現行プラン説明	No.	現行プラン事業名	平成18年度～22年度		主管課	後期計画期間における重点課題	平成22年度事業実績	主管課評価	平成22年度市民会議評価(案)
				実施区分	今後の方向					
1行政委員会・審議会等への女性の積極的任用	・行政のあらゆる分野に女性の視点を反映するために、女性がいらない委員会・審議会等の解消をはかり、女性委員の比率50%を目標値とし、女性の積極的任用を推進します。	39	委員会委員の男女比率均等化の促進	継続	女性委員がいらない審議会等の数は、26審議会中6審議会であり、この間に改善されていない。女性委員のいない審議会等の解消を図り、男女比率の均等化をさらに推進するため、ひきつづき全庁的に周知を図っていく。	全庁		審議会等に占める女性委員の割合は41.2%であった。また、46審議会等のうち女性委員のいない審議会等は8あった。	今後とも、女性委員のいない審議会等及び女性もしくは男性に偏っている審議会等については男女数が均等になるよう働きかけを行っていく。	依然として50%の目標値に達していないため、今後もより一層の女性委員登用を促進し男女比に偏りがなくなるよう目標値に向けて推進してほしい。
				継続	公募方式がより活用されるよう、周知を図っていく。					

2 行政における女性の参画促進

現行プラン施策名	現行プラン説明	No.	現行プラン事業名	平成18年度～22年度		主管課	後期計画期間における重点課題	平成22年度事業実績	主管課評価	平成22年度市民会議評価(案)
				実施区分	今後の方向					
1女性職員の活用・登用	・女性職員の市政参画への意識改革のための研修を実施し、職業的経験が積めるように、あらゆる分野のプロジェクトチームへの登用や職員の配置などに配慮し、管理監督職への登用促進を図ります。また、女性職員の能力の活用についての研修を管理職に対して実施します。	41	女性職員への意識改革のための研修の実施	継続	検討する。	生活文化課	・職員の「男女共同参画意識の主流化」拡大のための研修について検討、実施	職員課との共催で全職員を対象とし「男女共同参画社会基本法と、現状の課題について」と題し研修を行った。	庁内における男女共同参画意識の向上につながったと考える。今後も庁内における意識啓発の機会として継続実施できるよう検討していく。また、女性職員の意識調査として研修後のアンケートの設問として取り入れる等今後にかかしていけるよう検討していく。	女性職員の意識改革が重要と考える。そのため、研修の受講のみで終わらせるのではなく、研修で得たことをフィードバックできるような仕組みや女性職員同士の交流会の開催等も検討してほしい。
				継続	東久留米市独自研修の実施。					
				継続	検討する。	生活文化課	・職員の「男女共同参画意識の主流化」拡大のための研修について検討、実施	プロジェクトチームを編成することはできなかった。	女性職員の参画意識を促進するためのプロジェクトチームの編成については今後も検討していく。	女性職員の意識改革のためのプロジェクトチーム立ち上げを実行してほしい。
				継続	企画調整課においての委員会では、内部の役職充ての委員会が大部分である。委員応募した職員から選出するような場合は、比率50%を目標値としていきたい。					
				継続	女性職員への意識啓発を行う必要がある。	職員課	・意識啓発を更に推進する。	係長・課長昇格資格試験を実施しているが、女性の受験者数は少ない。特別選考においては積極的に女性職員の登用を図る。	積極的な女性職員登用によって意識改革を図れた。	女性の意識向上のための女性だけの交流会開催等の機会を設けてほしい。
				継続	検討する。					
継続	女性に限らず人事管理に関する東京都市町村職員研修所での管理職研修の実施。	職員課	・公平な立場での人事評価を実施していくための研修等に管理職員を派遣する。また、市の独自研修を実施する。	東京都職員研修所で開催される管理職研修への積極的な派遣の推進を行った。	女性管理職の意識向上が図られた。	引き続き実施してほしい。				

2 行政における女性の参画促進

現行プラン施策名	現行プラン説明	No.	現行プラン事業名	平成18年度～22年度		主管課	後期計画期間における重点課題	平成22年度事業実績	主管課評価	平成22年度市民会議評価(案)
				実施区分	今後の方向					
2男女平等な行政組織・体制・運営の促進	<p>・一方の性に偏りがちな配置や職務分担の均等化を図り、女性が職業能力の開発・訓練ができるようにし、職場における男女平等と共同参画を推進します。</p> <p>・全ての職員に対して、男女平等・共同参画意識の徹底を図るための研修を実施し、意識改革を図ります。またセクシャルハラスメントの防止や相談、苦情処理等の対策に努めます。</p>	45	男女の配置均等化の推進	継続	多様化する業務内容に性差なく人員配置を行っていく。	職員課	・多様な職種、職場環境において対応できるような整備を推進する。	人事異動においては、男女の性差なく人員配置に努めた。	多様な職種、職場環境においても適正な配置を検討した。	数値化したものを提示できるよう努めてほしい。
				拡充	全職員が研修を受講できるよう、継続して実施していく。	生活文化課	・職員の「男女共同参画意識の主流化」拡大のための研修について検討、実施	職員課との共催で全職員を対象として「男女共同参画社会基本法と、現状の課題について」と題し研修を行った。	庁内における男女共同参画意識の向上のために研修を行い、意思決定する立場にある管理職職員についても参加を促すことができた。今後も継続して開催できるよう検討していく。	継続して開催できるよう、検討ではなく開催実施してほしい。
				継続	東久留米市独自研修、東京都市町村職員研修所での研修に職員を派遣。	職員課	・東久留米市独自研修、東京都市町村職員研修所での研修に職員を派遣	全職員を対象とした男女共同参画社会基本法についての研修会を開催	受講者の意識向上が図られた。	研修の内容を庁内メール等を活用して知識・意識の共有化を図ってほしい。
		47	セクシャルハラスメント対策の推進	継続	セクシュアル・ハラスメント防止等対策要綱の職員への周知徹底、相談員の研修の実施等を継続する。	職員課	・セクシュアル・ハラスメント防止等対策要綱の職員への周知徹底、相談員の研修及び管理職に対する研修を実施する。	全職員を対象にセクシュアル・ハラスメント防止等対策要綱の周知をした。	当該事案に対する職員からの相談しやすい環境を整えていく。	窓口を明確にするとともに相談しにくい環境の場合は第三者機関を利用するなど相談者に配慮したものとしてほしい。
3市民の市政への参画意識の形成・醸成	<p>・女性の視点からの意見が市政に反映できるよう、市政への関心を高めるための講座を実施します。また、市議会の傍聴促進や、わかりやすい「市議会だより」の作成に配慮し、市政への参画意識の醸成を図ります。</p>	48	地方自治に関する講座・学習会の開催	継続	学習会・講座の推進。	生涯学習課	・学習会・講座の推進	市民大学短期コース 21回開催 市民大学中期コース「東久留米をもっと知ろう-水と緑との共生-」 15回開催 防災まちづくり学校 12回開催	各講座、女性のスタッフ・参加者の視点から課題認識が確立されてきている。今後は内容を精査した対象年齢層も検討していきたい。	各講座開催後にアンケート等を行っているのであれば結果を活用し、男女共同参画の視点を持った講座開催をしてほしい。
				継続	左記委員会は17.8.22にて終了する。基本計画策定後、計画推進のための(仮称)市民環境会議を立ち上げる予定である。男女の構成については考慮していきたい。ただ公募なのでそうなるかは不明である。	環境政策課	・左記のとおり、基本計画策定後、市民参画による計画推進のための(仮称)市民環境会議を立ち上げる予定である。男女の構成については考慮していきたいという考え方に変更はない。	22年5月に第2期市民環境会議委員を募集した。委員の任期は2年間であり、前年度との変更はない。(男性18名、女性3名) 男性1名の辞退者あり。 22年度は11回開催(4/26 5/24 6/29 7/26 8/27 9/27 10/19 11/25 12/20 1/24 2/14) 3月は震災の影響で延期	次期募集の際は、男女の構成について考慮するが、全員が公募委員であるため、実現できるかは不明。	女性比率を高めるためにも、公募の周知方法等について検討してほしい。
				継続	毎年12月の第1週に教育委員会と共催で人権週間市民のつどいを開催。	生活文化課	・毎年12月に教育委員会と共催で人権週間市民のつどいを開催	「人権週間市民のつどい」を22年12月4日(土)、約100名が参加し市民プラザ会議室・ホール・広場で開催した。小・中学校の生徒による人権の標語、作文、ポスターの作品発表が行われ、表彰(市長賞、教育長賞、優秀賞、努力賞)が行われた。また、意見発表では、作文部門、標語部門で6名が発表した。	人権についての作文を書いたり、標語等を書くことで人権意識の育成に寄与している。	表彰を行う際に男女共同参画に関する話をするとともに、作文部門等にジェンダー視点を加味してほしい。
50	議会傍聴の促進	継続	17年度までと同様。さらに傍聴促進のために、わかりやすい「市議会だより」を作成し、情報提供する。また、子ども連れの方のために、全庁的に一時預かりの保育室等の設置の検討が必要。	議会事務局		21年度と同様に市議会だよりおよびホームページに議会開催日程等を掲載し、市民への周知を行った。22年度中の傍聴者数は1,065人。前年比プラス592人。託児サービスに対する取り組みは特に行っていない。	18年度より性同一問題に配慮し、傍聴人受付表の性別表記欄を削除、傍聴者数の男女別の把握は行っていない。審議内容により男女数の多少は見受けられることもあるが、男女を問わず、議会に関心をもってもらえるよう傍聴のPRが必要である。22年度に傍聴者数が増えた理由は、審議内容によるものと推測される。	傍聴者数の大幅増加は評価できる。今後も議会に関心が持てるよう傍聴のPRに努めてほしい。		

3 企業・団体等における女性の参画促進

現行プラン施策名	現行プラン説明	No.	現行プラン事業名	平成18年度～22年度		主管課	後期計画期間における重点課題	平成22年度事業実績	主管課評価	平成22年度市民会議評価(案)
				実施区分	今後の方向					
1事業所・団体への啓発	<p>・事業者や各種団体(経済・労働・地域・社会福祉・文化・スポーツ)等に対し、管理・指導的立場への女性の積極的登用がおこなわれるように情報提供や啓発に努めます。</p>	51	管理・指導的立場への女性登用の促進			関係課		市内の企業や事業所に対し、各種チラシの配架依頼を行うにとどまった。	企業や事業所に対して市の権限としてできる事業は限られており、啓発事業等においてもチラシの配架依頼等限られている。今後は、事業所との関わりを構築する中で様々な啓発を行っていく。	公共事業調達時に確たる指標を持ち、実質的に啓発を推進してほしい。

4 地域活動における男女共同参画の促進

現行プラン施策名	現行プラン説明	No.	現行プラン事業名	平成18年度～22年度		主管課	後期計画期間における重点課題	平成22年度事業実績	主管課評価	平成22年度市民会議評価(案)		
				実施区分	今後の方向							
1コミュニティ活動への共同参画促進	・地域で行う防災訓練、清掃、スポーツ大会、まつり等の行事や活動における男女共同参画を推進し、地域コミュニケーションを深めると共に、各分野の講座・行事等の情報を一元的に提供できるシステムの開発について検討します。	52	地域行事への共同参画の促進	継続	今後も6月に環境フェスティバルを開催していく予定である。男女共同参画は推進していく。	環境政策課	・左記のとおり、今後も6月に環境フェスティバルを開催していく予定である。実行委員会方式での市民参画による運営、及び男女共同参画は推進していく。	・第14回環境フェスティバル実行委員会 ・実行委員会開催(4/21 5/19) ・フェスティバル開催日(6/19～20) ・第15回環境フェスティバル実行委員会 ・委員募集 ホームページ(10/1) 広報(10/15) 公募方式で募集 委員数22人(女性7人・男性15人) ・実行委員会開催(11/18 12/21 1/20 2/22) ※3/17は震災の影響により中止	・第14回環境フェスティバルは、多くの市民や事業者が参加し、盛況に開催。 ・開催後に実行委員会による反省会を実施。23年第15回の開催に向けて課題等を整理。 ・22年11月から開催している22年第15回の実行委員会(月1回)では、昨年に引き続き小・中学生が参加し易い環境づくりを考慮し、スタンプラリーの実施、都立東久留米総合高校の第1学年の生徒にボランティアを依頼、市内の主要な事業所の実行委員会参加やイベント参加など、男女共同推進による市民・事業者・市(行政)が連携したフェスティバルの準備を進めている。	実行委員会における女性数をさらに増やしてほしい。		
				継続	継続していく。	産業振興課	・市民みんなのまつり等において農協・商工会女性部の活動を広げていく。	21年度に引き続き、第32回市民みんなのまつりにおいて、JA東京みらい東久留米地区女性部が柳久保小麦を使用した「まんじゅうや」を出店し、まつりの盛り上がり貢献した。	まつりに積極的に参加し、盛り上がり貢献することは、男女共同参画の視点からも望ましいことである。	市民まつりに女性部として参加するだけでなく市民に対して活動のPRとなるような事業を検討してほしい。		
				継続	広報紙、ホームページの活用。	生涯学習課	・広報紙、ホームページの活用	広報紙、ホームページを通じて事業のPRに務めた。	広報紙、ホームページ等を通じて事業のPRを更に推進する。昨年も記入したとおり、提案については、生涯学習課の範囲を越えている。広報担当で行なうべき。	積極的に進めてほしい。		
		53	コミュニティ情報提供システムの構築	継続	未定。	生活文化課	・構築予定	前年度に引き続き、サイトの認知度UPと、サイトを利用した市民活動の促進を目的として運営した。23年3月31日現在、総アクセス数165,489、登録数327団体、パナー協賛企業9団体。サイト運営体制は昨年と同様である。	サイトの認知と併せて、サイトを通じた市民の情報発信や活動団体同士の交流に運営の主眼が移ってきている。運営体制については、23年度当初に改選が行われるが、男女比も含めて、多様な活動団体から運営に参画してもらえるように工夫する。	男女共同参画の視点によるチェックが必要と考える。		
		2ボランティア活動への共同参画促進	・ボランティア活動における男女共同参画促進に努め、地域に密着したボランティア活動が安定的かつ継続的に行えるようボランティア組織の活動を支援します。	54	ボランティア活動の支援の強化	継続	活動場所の提供。	生涯学習課	・活動場所の提供	「のびレク研究会」11回開催 野草園づくりボランティア 4月～11月 障害児(者)事業の事業活動のボランティア活動3事業の実施。	今後も推進していく。ボランティア活動の参加の促進を更に図る必要がある。各事業の中で、参加者による自主組織の立ち上げの際は、その補助を行なっている。	各事業間でのつながりを強化するための支援を行ってほしい。
						継続	農業振興計画を受け検討していく。援農システムを構築する。	産業振興課	・農業の担い手不足を定年を迎える団塊の世代(男女共)を活用して補う援農システムの構築を検討	22年度についても、引き続き農業委員会との意見交換、経営者クラブによる視察を行ったが、システム化には至っていない。	22年度は、援農システムを構築するために、意見交換・視察をするなど検討を重ねた。	制度の確立を実現するよう努めてほしい。
継続	ボランティア活動の機会と時期を拡充して実施していく。					指導室		・市内で積極的に活動をしている実践例を他校に紹介することができた。 ・夏の社会福祉協議会における「チャレンジボランティア講座」を校長会で紹介したり、進路指導主任会で紹介したりして周知し、小中学生に参加を呼びかけた。	・小・中学生に向けてもボランティア活動参加に向けた呼びかけができ、すそ野の拡大が図れた。	すそ野を広げたことは評価できるが、男女共同参画の視点を忘れずに今後も継続してほしい。		
55	ボランティア組織活動支援	継続	農業振興計画を受け検討していく。援農システムを構築する。	産業振興課	・農業の担い手不足を定年を迎える団塊の世代(男女共)を活用して補う援農システムの構築を検討	22年度についても、引き続き農業委員会との意見交換、経営者クラブによる視察を行ったが、システム化には至っていない。	22年度は、援農システムを構築するために、意見交換・視察をするなど検討を重ねた。	検討を重ねる中で制度の確立を実現するよう努めてほしい。				
		継続	今後も募集は続けていく。	図書館	・ボランティア活動のきっかけづくりのための支援をおこなう。	読書関係のボランティア養成、活動支援を行った。 22年度実績 ①子ども読書入門講座 6回実施 延べ参加者107名 ②学校図書館ボランティア研修会 参加者28名、ほかボランティア研修のため学校へ司書を派遣 ③音訳講習会 4回実施 受講修了者15名	新たな事業やサービスに対応したボランティアの導入を行いたい。養成講座の実施とともに、活動内容や募集情報を公開する。ボランティア支援や市民活動との連携を充実させていく。	ボランティアの導入に際しては男女数に偏りがないうち配慮し、ボランティア養成及び活動支援を今後も継続してほしい。				

4 地域活動における男女共同参画の促進

現行プラン施策名	現行プラン説明	No.	現行プラン事業名	平成18年度～22年度		主管課	後期計画期間における重点課題	平成22年度事業実績	主管課評価	平成22年度市民会議評価(案)
				実施区分	今後の方向					
3消費者活動への男性の参画促進	・家族的責任を果たす自立した生活者にとって消費者活動は重要です。男性が参画できる講習会などを実施し消費者知識の普及に努め、消費者活動への参画を促進し、消費生活上の被害や苦情の相談を充実します。	56	消費者活動への男性の参画促進	継続	同様。	生活文化課	・通年消費者講座を実施	消費者講座は13回実施し、参加者は405名であった。男女別の参加者は、男性115名、女性290名であった。全体的に女性の参加者が多かった。消費生活展に地域を知るテーマや、講座の内容について工夫をし、消費者問題について男性も関心を持ち参加しやすいテーマ設定を心がけている。	消費者講座については、今後も、性別にかかわらず消費者問題に対する理解を深めるような企画をしていきたい。	男性の参加を促進するよう工夫してほしい。
		57	消費生活相談の充実	継続	同様。	生活文化課	・悪質な架空請求、不当請求等に対応するため、消費生活相談員の研修を実施し、相談に反映させる。	22年度の相談実績は771件であり、昨年度に比べて約15%相談件数が増加した。高齢者が行う契約被害や、多重債務相談、パソコンにかかわる相談など、複雑な契約や・悪質業者と思われる契約被害が増加しているしているため、斡旋解決に時間がかかるケースが多くなっている。22年度からは、相談の円滑な解消のために、相談員を増員し体制を強化した。また引き続き、高度な相談技術や法知識を習得するために、各種の研修に参加したり、市民向けの啓発活動(出前講座)を行ない、被害の未然防止に努めた。	消費者相談の内容の高度化、複雑化に対応できるよう、今後もさらなる相談員の研修機会の確保に努めていく。また、被害の未然防止の観点から、地域への啓発講座の実施や、各種窓口の相談を消費者相談へ結びつけるための、ネットワーク化を促進していく。	研修機会を確保し、相談員のスキルアップのために研修を継続して実施してほしい。
4女性指導者の養成	・女性が直面する問題の解決に向けた活動や講習、男女平等推進センターの運営や活動等を通して、地域社会や各種団体・グループの中核を担う人材として女性リーダーを養成し、地域活動への女性の参画を推進します。	58	女性リーダーの育成	継続	市民大学・指導者養成講座の実施。	生涯学習課	・市民大学・指導者養成講座の実施	市民大学運営委員会議を11回開催(委員数10人 内女性委員4人)のびレク研究会会議を11回開催した。(会員数7人 全て女性)	今後も男女リーダーを育成を促進する事業を推進していきたい。	男女に偏りなくリーダー養成に努め、運営委員会においても男女共同参画の視点を意識してリーダー養成講座について検討してほしい。
				継続	引き続き、センター事業の実施に市民参画を進め、地域社会や各種団体・グループの中核を担う人材を養成していく。	生活文化課	・センター事業の実施に市民参画を進め、地域社会や各種団体・グループの中核を担う人材を養成していく。	女性リーダーの育成に特化した事業は開催できなかったが、市民企画講座においては女性が中心となった団体からの応募が多かった。	男女平等推進センターの運営や活動等を通して、地域社会への女性の参画を推進するための支援方法等を検討していく。また、男性に対しても意識啓発に努めていく。	女性リーダー育成の実施主体として男女平等推進センターで重点的に事業展開に取り組んでほしい。
		59	高齢者活動指導者の養成	継続	今後も引き続き、老人クラブ連合会に補助リーダー(女性含む)の育成を行っていく。	福祉総務課		老人クラブ28クラブの連合会に対して1,496,000円の補助金を交付し支援した。	事業の中に女性リーダーの育成研修を設け、女性リーダーの育成につとめた。内容については、①体力維持のための運動、体操②契約トラブル対処法③認知症サポーター養成講座④高齢者相互支援啓発である。概略については下記のとおり 1. 老人クラブの会員は80%以上が女性。各クラブに女性部長を置きリーダーとして活躍している。 2. 年2回、女性部長研修会を実施 3. 東老連女性リーダー養成研修に参加 4. 9科目の健康講座開設参加。 幹部男女別 22年 女性30名 男性53名	研修内容も現実的であり、女性リーダー育成に努めており評価できる。今後も引き続き推進してほしい。
		60	生涯学習推進協力者の養成	継続	市民大学・指導者養成講座の実施。	生涯学習課	・市民大学・指導者養成講座の実施	市民大学では、市民大学運営委員を中心に中期コースとして「東久留米をもっと知ろう-水と緑との共生-」を開催。短期コースでは「自力整体」等、市民講師による21講座を開催した。	市民が運営委員として中心となって講座を企画したり、市民が蓄積してきた学習成果を生かす場として、市民講師による様々な分野の学習を行うことができた。 市民大学運営委員(生涯学習推進協力者)構成比(H22～24)男6女4	協力者について男女比がほぼ均等であることは評価できる。今後は協力者に対して研修を実施するなど男女共同参画の視点を持って運営にあたるよう努めてほしい。
61	スポーツ指導者の養成	継続	体育指導委員の委嘱。	生涯学習課	・体育指導委員の委嘱	男性13名女性10名を委嘱。市民を対象とし、スポーツのきっかけづくりとしての事業を自主的に推進。	市民つなひき大会は第7回となり、市民に定着している事業である。より幅広い市民参加が課題。	体育指導委員について男女比がほぼ均等であることは評価できる。今後は、老若男女が参加できるような企画を検討・実施してほしい。		

5 国際交流と平和の推進

現行プラン施策名	現行プラン説明	No.	現行プラン事業名	平成18年度～22年度		主管課	後期計画期間における重点課題	平成22年度事業実績	主管課評価	平成22年度市民会議評価(案)		
				実施区分	今後の方向							
1 国際交流と女性の参画の促進	・異なる政治・経済・文化や歴史の相互理解を促進するため、市民の国際交流や学習機会の充実を図り、交流活動を行う市民団体等への支援を行います。また、通訳ボランティアなど国際交流のための知識や技術をもった人材の登録制度の活用を図ります。 ・在住外国人が、地域で充実した生活を送れるよう、日常生活に必要な情報提供や相談窓口の充実を図ります。	62	国際交流の推進		登録の精査。	生活文化課	・通訳翻訳ボランティア制度により、通訳を派遣	通訳翻訳依頼は22年度はなかった。登録ボランティアの登録者の精査を行った。	利用しやすいボランティア制度にむけて、制度を検討する必要がある。	利用者の立場に立って通訳・翻訳ボランティア制度の再検討を行うとともに、制度の周知を図り利用を促進してほしい。		
				継続	全校に機会を提供し、推進していく。	指導室		・国際理解教育の一環として英語をネイティブとする外部指導員を小学校で各クラス8時間、中学校では10時間実施した。 ・第二小学校ではキリスト・アカデミーと交流活動を行っている。	各校とも外国語活動が定着しており、コミュニケーション能力の伸長とともに、異なる国の文化や習慣について理解を深めることができた。	今後も学校における国際理解教育を推進するとともに、地域での交流も含めて検討してほしい。		
			63	国際理解の教育・学習の推進	未定	未定。	生活文化課	・国際交流の促進に係る公共施設の提供及び確保に関する協定内容の見直し	未実施	ネットワークづくりはおこなっているが、それを交流事業に結びつけるのは今後の課題。	ネットワークづくりを推進するとともに、地域に根差した国際交流事業を検討・実施してほしい。	
					継続	国際理解教育の一環として、小学校英語活動等についても、外部指導員を派遣して実施する。	指導室		国際理解教育の一環として英語をネイティブとする外部指導員を小学校で各クラス8時間、中学校では10時間実施した。	地域の人材活用を積極的に推進し、小学校では8時間を超える活動をする学校がある。	今後も地域の人材活用を推進するとともに。国際理解教育をより一層推進してほしい。	
		64	国際交流団体への支援	継続	公共施設の提供。広報協力。	生活文化課	・国際交流の促進に係る公共施設の提供及び確保に関する協定内容の見直し	国際交流団体との協定を締結し、教室の場所の確保、広報にボランティア募集の呼びかけを行った。	教室運営全般について協働で実施するための仕組みは整備した。	協働で事業実施する際には、男女共同参画の視点を持って取り組んでほしい。		
					継続	国際交流の学習・場の提供推進。	生涯学習課	・国際交流の学習・場の提供推進	自主企画講座「国際理解講座」で全3回の講座を開催(参加者延べ170名) ①タイの生活と文化 ②外国人による日本語スピーチ大会 ③中学生による英語暗唱スピーチ大会	直接外国人から国の文化・習慣などを学ぶことができた。毎年様々な国の文化等を取り上げている。	今後も継続して事業を実施してほしい。また、様々な国の文化や習慣を学ぶ際には男女共同参画の視点を取り入れた内容にしてほしい。	
				65	人材登録制度の活用	継続	登録の精査。	生活文化課	・通訳翻訳ボランティア制度により、通訳を派遣	通訳・翻訳依頼とも0件	利用しやすいボランティア制度にむけて、制度を検討する必要がある。	制度の周知徹底を図り、より利用しやすい制度となるよう検討してほしい。
						継続	調査検討。	生涯学習課	・調査検討	実績は特にない。	今後、近隣市区町村との連携も含めて、出張講師制度を研究・検討していく中で活用を図ってきたい。	近隣市との連携方法等を含んだ具体的な取り組みを実施してほしい。
		66	外国人向け相談窓口の設置の検討	未定	未定。	生活文化課	・調査検討	未実施	実施方法も含めて今後の検討課題。	利用者ニーズを把握した上で、利便性を向上させるようなサービスの提供に向けて検討してほしい。また、災害時における対応についても検討してほしい。		
		67	外国人向け情報提供の充実	継続	市民便利帳のリニューアルの検討。	生活文化課	・市民便利帳のリニューアルの検討	生活便利帳の配布をおこなった。また、配布状況に応じて増刷を行う。	次期改定までは配布を続行する。便利帳を含めた生活情報の的確な提供を検討する。外国人の編集への参加については、前回作成時にもおこなっており、次回改定時にも考慮していく必要がある。	改定の際には生活便利帳を利用する側として外国人の参加を促し実際の声を生かすとともに、便利帳の存在について周知を図ることが必要である。		
					継続	今後も配布をつづけていく。	図書館	・今後も継続していく。	これまで同様、英語版利用案内(紙・図書館ホームページ)を提供。	市内の日本語教室や国際交流の市民活動との連携をすすめ、資料の収集や情報の発信をひろげる必要がある。	連携を進めることで、外国人への情報提供を充実してほしい。	
		68	外国人向け図書館資料の提供	継続	今後も続けていく。	図書館	・今後も継続していく。	22年度実績 多文化資料の蔵書数は3,956冊 貸出冊数は1,772冊 全館に外国語資料を提供する多文化コーナーを設置した。サービスをすすめるための職員研修を実施。	資料整備は年々進めているが、市内の外国人向けの活動との連携は進んでいない。引き続きニーズの把握に努め、事業を充実させたい。	今後もニーズの把握に努め、蔵書の有効活用等について検討し図書資料の提供を充実してほしい。		

5 国際交流と平和の推進

現行プラン施策名	現行プラン説明	No.	現行プラン事業名	平成18年度～22年度		主管課	後期計画期間における重点課題	平成22年度事業実績	主管課評価	平成22年度市民会議評価(案)
				実施区分	今後の方向					
2 平和の推進	・平和は女性が直面する問題解決の前提条件です。平和に関する教育を充実し、平和を守り進めていく意識の啓発を行い、恒久平和を維持できるよう市民参加による平和事業の充実を図ります。	69	平和教育の推進	継続	教育課程に位置付けるなど、各学校の取り組みの充実を図る。	指導室		教科学習、道徳の時間、総合的な学習の時間をとおして、平和の重要性や必要性についての理解を深めるよう配慮した。	・学校の指導計画に、平和に関する内容を反映できるよう指導・助言した。 ・関連する施設の見学や語り部による体験談等も指導計画に組み入れ、平和教育の充実を図ってきた。	今後も平和教育の充実を図ってほしい。なかでも女性の視点からの平和という題材も扱ってほしい。また、実際の体験を語ってもらう機会を設けてほしい。
			平和事業の充実		より多くの市民の方に平和に関して関心をもつていただくため、絵画展、平和の千羽鶴、コンサートを開催する。(H.17年度より)					

《新規》 6 防災・消防活動への男女共同参画の推進

《新規》プラン施策名	《新規》プラン説明	No.	《新規》プラン事業名	平成18年度～22年度		主管課	後期計画期間における重点課題	平成22年度事業実績	主管課評価	平成22年度市民会議評価(案)		
				実施区分	今後の方向							
1 防災・消防活動への男女共同参画の推進	・新潟県中越地震等、最近の災害発生時の経験から、被災時には増大した家庭的責任が女性に集中するなどの問題が明らかになっています。男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した避難場所の運営管理等、避難生活の環境整備の充実を図ることなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を進めます。	新規	避難場所の管理運営等への男女共同参画の推進			防災防犯課	・地域防災計画の見直し(国が防災計画に規定した男女双方の視点に十分配慮すべき事項の反映)	女性委員の増減なし。	21年度と同じ	避難所における地域の女性リーダーの参画を要請する。また、災害を想定し、女性の視点を取り入れることは重要であり、男女数に偏りが無いよう配慮してほしい。		
			消防活動への男女共同参画の推進				消防本部 予防課				・防火女性の会による自主防火活動事業の推進	-
							消防本部 総務課 ↓ 市民部 防災防犯課に移管				・女性消防団員の参画推進	女性消防団員の参画なし。

(改定版)東久留米市男女平等推進プラン 平成22年度事業進捗状況調査表

【主要課題3. 男女が共に生き生きと働くための環境整備のために】

*実施区分は次のとおり

継続:すでに実施している現在の事業内容で継続するもの

拡充:すでに実施しているが、現在の事業内容を拡大または充実するもの

新規:新規に実施予定の事業及び現状では事業化は困難だが引き続き検討するもの

要請:法制上、市では実施できないため、国・都へ要請するもの

1 女性の就業と母性保護の推進

現行プラン施策名	現行プラン説明	No.	現行プラン事業名	平成18年度～22年度		主管課	後期計画期間における重点課題	平成22年度事業実績	主管課評価	平成22年度市民会議評価(案)
				実施区分						
1女性の職業能力の開発	・女性の職業意識の形成や職業能力の開発のための講座、技能講習、起業のための講習や相談会などを実施し、女性の能力開発を支援し、就労の機会の拡充を図ります。 ・高齢者の能力活用の場として、シルバー人材センターの充実と利用を促進します。	71	就労機会の拡充のための講習会等の開催	継続	ハローワーク(三鷹)が実施する事業への協力。	産業振興課	・ハローワーク(三鷹)が実施する事業への協力	ハローワーク(三鷹)が実施する事業への協力として、情報周知(チラシの配布、庁内掲示板への掲示等)を行った。	男女の別なく、就労機会の拡充、就労支援に寄与	就労に関する講座等は東京都にて数多く開催している。積極的に情報収集し、市民に対して周知を図るとともに市独自の事業が開催できるよう努めてほしい。
		72	女性の起業に関する情報等の提供	継続	東京都中小企業振興公社等が実施する起業セミナー等の事業への協力。	産業振興課	・東京都中小企業振興公社等が実施する起業セミナー等の事業への協力	東京都中小企業振興公社等が実施する起業セミナー等の事業の協力として、情報周知(チラシの配布、庁内掲示板への掲示等)を行った。	男女の別なく、セミナー参加機会の周知により、情報提供に寄与	
		73	シルバー人材センターの充実と活用	継続	今後においても高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会の提供等、促進させるため、同様に支援し補助の実施をしていく予定。	福祉総務課		シルバー人材センターに対して、32,878,000円(国・都・市)の補助金を交付し支援した。	女性会員ができる仕事を開発し、多数の女性会員が就労に従事した。	
2労使双方への男女平等親に立った就業の啓発	・職場の差別的慣行や慣習を是正するために、労使双方に対して啓発資料や講座等により、労働関係法令の周知を図ります。セクシャルハラスメントの防止や苦情処理、女性の募集・採用や配置・昇進における格差の是正と女性に配置・昇進に必要な研修や訓練の機会を与え経験を積めるように配慮するよう、関係機関と連携して啓発に努めます。 ・事業所等と共同で男女平等意識の啓発講座の実施に努めます。	74	関係法令等の周知と啓発	継続	市内事業者や労働者に対する周知・啓発の手段について都や事業者等関係機関と連携して検討していく。	生活文化課	・市内事業者や労働者への周知啓発手段について検討するため、関係機関との連携を深める。	男女平等推進センターや生活文化課窓口において、各種パンフレット等を掲示・配架した。	各種パンフレットの掲示・配架を行ったが、今後はより効果的な周知方法等について検討していく。	労使双方に対して、様々な資料を効果的に周知し活用するための検討が必要だと考える。
		75	セクシャルハラスメント防止のための啓発	継続	市内事業者や労働者に対する周知・啓発の手段について、都や事業者等関係機関と連携して検討していく。	生活文化課	・市内事業者や労働者への周知啓発手段について検討するため、関係機関との連携を深める。	男女平等推進センターの主催講座として「職場のハラスメントに負けない！働き方講座」を開催した。	セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントについての講座を開催し、ハラスメント防止の啓発とした。今後は企業や事業者に向けて講座を開催するとともに、効果的な啓発手段について検討していく。	ハラスメント防止の啓発は、継続して周知徹底を図ることが大切であり、より効果的な啓発方法について検討・実施してほしい。
		76	性による格差是正の啓発	継続	市内事業者や労働者に対する周知・啓発の手段について、都や事業者等関係機関と連携して検討していく。	生活文化課	・市内事業者や労働者への周知啓発手段について検討するため、関係機関との連携を深める。	男女平等推進センターや生活文化課窓口において、各種パンフレット等を掲示・配架した。	各種パンフレットの掲示・配架を行った。今後は事業所への啓発方法や掲示の仕方等について検討していく。	市内事業者の内情を把握するためにも連携を進めてほしい。
				継続	職員研修の実施。	職員課	・職員研修の実施	セクシャル・ハラスメントの要綱の周知。男女共同参画社会基本法の研修を開催。	職員の資質向上が図られた。	性による格差是正だけでなく、多様な価値観を職員同士が認め合うことが重要である。また、どのように職員の資質向上が図られたのかを明記してほしい。
77	出張講座の実施	新規	既に出張講座を実施している都や事業者等関係機関と、実施方法について検討していく。	生活文化課	・市内事業者や労働者への周知啓発手段について検討するため、関係機関との連携を深める。	出張講座を実施することができなかった。	事業所とのつながりが構築されていないため、出前講座を実施することができなかった。今後は連携に向けたスケジュール管理を行い、計画的に事業を推進していく。また、出前講座の内容についても事業者のニーズ把握や周知方法等について情報収集を続けていく。	連携を推進する中でニーズを把握し、実状に応じた情報提供や啓発・講座実施を行ってほしい。		

<p>3地域における新たな就業機会の創出</p>	<p>・地域にとって有益な市民活動や事業(地場産物の販売、環境保護、情報ネットワーク、調査・研究、家事援助、介護等)のコーディネートにより、女性の就労の場を創り出すNPO等による「女性事業団」構想の可能性を、市民とともに検討していきます。</p>	<p>78</p>	<p>女性事業団の設立検討の支援</p>	<p>継続</p>	<p>「フィフティ・フレンズ」制度を市民に周知し、センターを中心に市民活動の支援を行っていく。また、コミュニティ・ビジネス等の支援策について情報収集を行い、必要な情報提供をしていく。</p>	<p>生活文化課</p>	<p>・女性が主体となるコミュニティ・ビジネス推進機関の設立検討、支援</p>	<p>パソコンインストラクター養成を目的とした団体であるデジマムNet東久留米に対し男女平等推進センターでのIT講座の講師として依頼した。</p>	<p>デジマムは、21年度に男女平等推進センターが支援し立ち上げた子育て中の母親を中心としたパソコンインストラクター養成のための女性団体である。センターでの講座の際には、講師として依頼しているが今後もITスキルを生かした地域に根差したコミュニティビジネスとしていけるよう支援していく。</p>	<p>女性が主体となる団体に対して支援するのであれば、市役所全体として取り組むという姿勢を持ってほしい。また、引き続き地域に根付いたコミュニティビジネスへの支援を行ってほしい。</p>
<p>4母性保護の推進</p>	<p>・母性の保護を徹底するため、関係法令が遵守されるよう、関係機関と連携して情報の提供と啓発を行います。</p>	<p>79</p>	<p>事業所への啓発活動の推進</p>	<p>継続</p>	<p>市内事業所への周知・啓発の手段について、関係機関と連携して検討していく。</p>	<p>生活文化課</p>	<p>・市内事業所や労働者への周知啓発手段について検討するため、関係機関との連携を深める。</p>	<p>国や東京都からの各種パンフレットを男女平等推進センター及び生活文化課窓口にて掲示・配架した。</p>	<p>各種パンフレットを掲示・配架したが、今後は事業所と連携し様々な情報提供及び意識啓発に取り組んでいく。</p>	<p>関係機関と連携する中で、労使双方に対する母性保護に関する法や制度等について様々な資料を効果的に周知し活用するための検討が必要だと考える。</p>
		<p>80</p>	<p>産前産後の就業制限の啓発</p>	<p>継続</p>	<p>市内事業所や労働者への周知・啓発の手段について、関係機関と連携して検討していく。</p>	<p>生活文化課</p>	<p>・市内事業所や労働者への周知啓発手段について検討するため、関係機関との連携を深める。</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	
		<p>81</p>	<p>妊娠中及び出産後の健康管理の啓発</p>	<p>継続</p>	<p>市内事業所や労働者への周知・啓発の手段について、関係機関と連携して検討していく。</p>	<p>生活文化課</p>	<p>・市内事業所や労働者への周知啓発手段について検討するため、関係機関との連携を深める。</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	
				<p>継続</p>	<p>参加者数、訪問件数の増加を図っていく。</p>	<p>健康課</p>	<p>・プレ・パパママクラスをより効果的に周知する。 ・妊婦・新生児訪問を母子手帳交付時の説明・電話かけなどで周知していく。</p>	<p>妊婦訪問14件、新生児訪問・乳児訪問(実人数)918件(延人数)966件 プレ・パパママクラス4日間、6クール(土曜版3回) 参加者延数534名(内 妊婦424名 夫110名)</p>	<p>21年度の新生児・乳児の訪問率は92.5%に対し本年度は99.1%と増えている。全数訪問には至っていないものの実施率を上げることができた。プレ・パパママクラスでは土曜版の時は参加人数が増えていることから働いている妊婦や夫にとって参加し易いものとなっており、健康管理を促すことができている。また、母子手帳は健康課での発行数は少ないので、引き続き電話かけを行い、支援の必要性を判断している。</p>	

2 多様な働き方に対応した条件整備と農業・商工業等で働く女性の地位向上

現行プラン施策名	現行プラン説明	No.	現行プラン事業名	平成18年度～22年度		主管課	後期計画期間における重点課題	平成22年度事業実績	主管課評価	平成22年度市民会議評価(案)	
				実施区分	今後の方向						
1 労働条件の整備と女性の地位向上	<ul style="list-style-type: none"> 労働条件の改善やフレックスタイム、短時間勤務、在宅勤務など働きやすい新しい労働形態の制度的整備について国や都に要請します。 労働に関する女性が直面する問題の専門相談窓口の設置を東京都労政事務所と連携して検討し、また働く女性が共通してかかえる問題の解決を図るため、女性の連携や相互啓発の場づくりを支援します。 農業・商業・サービス業・工業など自営業に従事する女性の地位向上を図り、業界、組合等への参画が促進されるよう、JA東京みらい、商工会などと連携を図りながら、情報提供、啓発活動を推進します。また、女性の視点を生かして経営や業界の活動に参画するよう啓発、支援を行います。 	82	多様で働きやすい労働形態の確立の要請	要請		産業振興課		事業の主体が国及び東京都労政事務所であるため、直接関与はしていない。	事業の主体が国及び東京都労政事務所であるため、直接関与はしていないが、必要に応じて情報周知等を行う。	労働実態にあった様々な要請や相談を実施してほしい。また、様々な情報のより効果的な周知方法等について検討してほしい。	
		83	労働相談の実施	継続	東京都労働相談情報センター国分寺事務所との連携。	産業振興課	・東京都労働相談情報センター国分寺事務所との連携	窓口が東京都労働相談情報センター国分寺事務所であるため、直接関与はしていない。	窓口が東京都労働相談情報センター国分寺事務所であるため、直接関与はしていないが、必要に応じて情報周知等を行う。		
		84	働く女性のネットワーク化の支援	継続	商工会・JA東京みらいが実施統合等の検討予定なし。	産業振興課	・商工会・JA東京みらいが実施	実績なし	関与していない		働く女性のネットワーク化を促進する事業を検討し、実施してほしい。
		85	農業・商工業等の活動への参画の啓発	継続	JA東京みらい、商工会との連携。	産業振興課	・JA東京みらい、商工会との連携	JA東京みらい東久留米地区女性部及び商工会女性部の活動については、主要課題2-4No52に同じ	JA東京みらい東久留米地区女性部及び商工会女性部の活動については、主要課題2-4No52に同じ		市民まつりに女性部として参加するだけでなく市民に対して活動のPRとなるような事業を検討してほしい。
		86	労働環境・生活改善に向けた情報提供と啓発	継続	東京都労働相談情報センター国分寺事務所の実施する事業への協力。リーフレット等の配布。	産業振興課	・東京都労働相談情報センター国分寺事務所の実施する事業への協力	東京都労働相談情報センター国分寺事務所の実施する事業についての周知等の協力を行った。	情報提供等に寄与		様々な情報のより効果的な周知を図ってほしい。
2 パートタイム労働者等の労働条件向上	<ul style="list-style-type: none"> 「パートタイム労働法」等の周知と共済制度の加入促進等を図り、不利な労働条件を強いられがちなパートタイム労働者等の労働条件の向上を支援します。 パートタイム労働者や雇用者に対し、労政事務所と連携して労働講座を実施し意識の啓発を図ります。また、パートタイム労働者や派遣労働者等の労働条件の改善や、監督強化を国・都に要請します。 	87	労働講座の実施	継続	東京都労働相談情報センター国分寺事務所の実施する事業への協力。リーフレット等の配布。	産業振興課	・東京都労働相談情報センター国分寺事務所の実施する事業への協力	東京都労働相談情報センター国分寺事務所の実施する事業への協力。リーフレット等の配布を行った。	情報提供等に寄与	様々な情報のより効果的な周知を図ってほしい。	
		88	非正規職員の労働条件向上の支援	継続	引き続き労働条件の整備を促進する。	職員課	・引き続き労働条件の整備を促進する。	雇用保険加入要件を緩和。忌引き休暇基準の充実。	要望に応える形で忌引休暇の姻族の場合を充実した。雇用保険は国の方針に沿う形で改正。		今後も実態を把握した上で労働条件の向上を図ってほしい。
		89	中小企業従業員退職金等福祉共済制度への加入促進	継続	東久留米市商工会が窓口となり実施。	産業振興課	・東久留米市商工会が実施	東久留米市商工会の事業に対し、広報掲載等の協力を実施した。	情報提供等に寄与		引き続き市商工会との連携を図りながら制度の周知に努めてほしい。
		90	労働条件改善の要請	要請		産業振興課		特になし	特になし		実態把握に努め、必要に応じて要請を行ってほしい。

3 職業生活と家庭生活の両立支援

現行プラン施策名	現行プラン説明	No.	現行プラン事業名	平成18年度～22年度		主管課	後期計画期間における重点課題	平成22年度事業実績	主管課評価	平成22年度市民会議評価(案)															
				実施区分	今後の方向																				
1 育児・介護休業制度の促進	・育児休業、介護、看護休業が性別にかかわらず利用することができ、職業生活と家庭生活の両立が図れるよう、関係機関・団体と連携して事業者と男女労働者に制度の周知と啓発を図り普及に努めます。	91	育児休業・育児時間及び介護・看護休業制度の普及と取得の促進	継続	次世代育成支援行動計画に基づき、家庭生活と職業生活の両立を目指し意識改革を促す啓発講座を実施していく必要がある。	生活文化課	・仕事と家庭・地域生活の両立支援を進めるための普及・啓発活動の促進	男女平等推進センターにおいて制度に関する各種資料を掲示・配架した。	制度利用促進のための施策は市単独では行っていないが、様々な機会を捉え制度の周知を図っていく。	引き続きワーク・ライフ・バランス施策等の周知と啓発を行うとともに両立支援に向けた様々な事業を実施してほしい。															
				継続	引き続き周知徹底をする。						職員課	・引き続き周知徹底をする。	引き続き周知を徹底する。	22年度は男性職員2名が育児休業を取得しており、意識が変わりつつあると考える。	ワーク・ライフ・バランスを適正化することは作業効率をあげることにつながり、長期的にはプラス効果を生むということを認識した上で仕組みを考えるべきである。また、効果的に職員への周知徹底を図ってほしい。										
2 多様化する保育需要への対応	・就労形態の多様化に伴い、保育ニーズも多様化していますが、これら保育ニーズに対応し、延長保育実施園の増設や、産休明け・乳児保育の定員枠を増やすなど、保育制度の充実を図ります。 ・若い親の価値観やライフスタイルの多様化に応えるため短時間保育や一時的保育制度等の充実を図ります。 ・障害児保育の充実を図ると共に、病児の予後保育制度の検討や、急な残業等による変則的保育需要に対応できる地域のファミリーサポートセンター事業を検討します。	92	保育時間の延長	拡充	18年度開設予定のひばり保育園は2時間延長保育の実施を予定している。	保育課	・民間の力を活用しながら午後8時までの延長保育実施園の拡大を目指す。	22年度の延べ利用者数 30,895人(公立6,545人、私立24,350人) 実施園数は2園増となった。(Nicot東久留米と上の原さくら)	22年度に開園した公設民営の上の原さくら保育園、民設民営のNicot東久留米保育園においても20時までの延長保育事業を開始し、延長保育実施園を拡充した。22年3月に策定した次世代育成支援行動計画でも、26年度までの後期計画期間内に、延長保育実施園を16園に拡充することを目標として掲げている。	就労形態が多様化し、様々な保育ニーズがあると考えられるが、実施園を増やし延長保育を拡充したことは評価できる。今後もニーズを把握し、延長保育の実施園の拡大に努めてほしい。															
				拡充	18年度ひばり保育園移転・新設により、0、1歳で14名定員が拡大。認証保育所A型の開設・家庭福祉員増員による0歳・1歳児定員枠の拡大。						保育課	・民間の力を活用しながら0歳・1歳児への対応を図りながら待機児の解消を目指す。	22年度の0歳・1歳児の保育園年間入所児数 4,788人(21年度より474人増)22年度より認可保育園2園、認証保育所1園が新設され受け入れが増加した。	22年度に開園した上の原さくら保育園では0歳・1歳の定員を16人としたが弾力化により24人を受け入れ、Nicot東久留米保育園でも16人の受け入れを行っている。	出産明けから働けるよう0歳児保育の環境整備をし、受け入れ先を増やしたことは評価できる。今後もニーズを把握しサービスの拡充に努めてほしい。										
				継続	ひばり保育園で新たに開始し、公立7園、私立5園での実施とする。											保育課		22年度中の障害児保育実施児童数は35名。実施園数は新設園1園が増加。引き続き学芸大学附属特別支援教育コーディネーター派遣を依頼。(年間相談は30件)	22年度に開園した上の原さくら保育園で、障害児保育を実施し、特別支援教育コーディネーターによる巡回相談も開始している。	実施園を増やし障害児保育の充実を図っていることは評価できる。今後も推進してほしい。					
				拡充	新たに18年度ひばり保育園で実施する。これにより全体の受入定員は10名増加し40名となる。																保育課	・民間の力を活用しながら一時保育実施園の拡大を目指す。	公設民営ひばり保育園、上の原さくら、私立久留米みのり、あそか、下里しおん、Nicot東久留米保育園で実施。年間延べ利用人数 10,124人 22年度より2園新設。	22年度に開園した上の原さくら保育園、Nicot東久留米保育園で一時保育事業を開始している。これにより、実施園数が2園増えて6園に、受け入れ定員は20名増えて60名になった。	ワークライフバランスの実現のためにも多様な保育形態の充実が必要不可欠であることから、2園を新設し一時保育の受け入れ定員が増加したことは評価できる。今後も制度の周知を図るとともに、個々の実情に応じたきめ細かな支援を行ってほしい。
				97	育児休業中の保育の実施																継続	継続して実施する。	保育課		育児休業を取得した場合でも継続して入所児童の保育を継続。
継続	ファミリーサポートセンター事業の充実。	子育て支援課				援助活動件数:3,552回 会員数:522人	仕事と家庭の両立を目指し、市民相互の援助組織を運営して、子育て家庭へのサポート等、地域ニーズに合わせていく。	今後も地域ニーズを踏まえた事業の充実にも努めてほしい。																	

3介護体制の充実	・地域包括支援センターを設置し、相談やケアマネジメントの充実を図ります。	99	介護予防・自立支援の推進	継続	平成17年度中に第3期東久留米市老人保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、20年度までの目標を示す予定である。	介護福祉課	・介護予防・自立支援を推進し、できる限り要介護状態にならないよう、たとえ要介護状態になってもそれ以上悪化しないようにする。 ・地域包括支援センターを設置する。	地域包括支援センターについては、18年4月から市内3ヶ所に設置し、介護予防マネジメント事業や総合相談・権利擁護事業等を行った。また、19年5月からは、加えて在宅介護支援センター市内1ヶ所を設置し、総合相談事業の充実を図った。それぞれの事業内容は、定着し充実してきている。	介護予防、在宅介護支援、総合相談など事業が充実したことが評価できる。今後、男女を問わず介護のために休業や短時間勤務を必要とする人が増加することが予想されるので引き続き事業の充実が望まれる。	個人にかかる介護負担を減少させるため、地域包括支援センターの役割は重要と考える。引き続き事業の充実に向けてほしい。
4男性の両立支援	・男性が家事・育児・介護についての知識・技術を習得するための講座を実施し、男女が共に職業・家庭生活の両立を図れるよう支援します。	20再掲	男性向けの家事・育児・介護等の講座の充実	継続	男性向けの家事・育児・介護に関する講座の充実を図っていく。	生活文化課	・男性向け自立支援プログラムを男女平等推進センター事業として実施	講座の開催についてはNo.19と同様	今後も男性向けの講座を関係機関と連携しながら開催していく。	様々な事業を展開し、意識啓発に努めてほしい。また、男女共同参画の視点を持ち、事業タイトル等においても固定的役割分担の意識付けになってしまわないよう配慮して取り組んでほしい。
				継続	講座の推進。	生涯学習課	・講座の推進	「男性向け」の講座の開催はなかった。男性も含めて「保護者対象」ということであれば、No.19のとおり6講座実施。	講座の実施計画にあたり、市民の多岐に渡る要望に応えるため、22年度においては実施がなかった。今後も、開催を検討していく。	様々な要望のすべてに応えることは難しいと考えるが、関係部署と連携するなかで、男性の両立支援のための講座を開催してほしい。
				継続	喫煙に対する健康教育を実施していく予定。土曜版の実施回数を増やす。	健康課	・父親・母親の参加数をアップする。 ・タバコが妊婦に与える害についての父親の理解を深める。 ・マタニティブルーに対する知識を普及し、父親が精神面から母親を支援し育児参加できるようにする。	プレ・パパママクラス4日間、6クール(土曜版3回)参加者延数534名(内 妊婦424名 夫110名)	グループワークの中や、配布資料として、「禁煙・マタニティブルー・揺さぶられ症候群に」について周知している。また妊婦疑似体験や沐浴実習を通じ、夫婦が協力し合って育児していけるよう支援している。ほとんどのの方が妊娠、出産、育児に関しての情報が得られたと答えている。	引き続き各種資料の活用や実習等を通じてより効果的な意識啓発に努めてほしい。

(改定版)東久留米市男女平等推進プラン 平成22年度事業進捗状況調査表
 【主要課題4. 男女共同参画の生活ができる基盤整備のために】

*実施区分は次のとおり
 継続:すでに実施している現在の事業内容で継続するもの
 拡充:すでに実施しているが、現在の事業内容を拡大または充実するもの
 新規:新規に実施予定の事業及び現状では事業化は困難だが引き続き検討するもの
 要請:法制上、市では実施できないため、国・都へ要請するもの

1 地域福祉の基盤整備

現行プラン施策名	現行プラン説明	No.	現行プラン事業名	平成18年度～22年度		主管課	後期計画期間における重点課題	平成22年度事業実績	主管課評価	平成22年度市民会議評価(案)
				実施区分	今後の方向					
1地域福祉の推進	・健康、子育て、介護などのための地域保健と地域福祉サービスの拠点として相談や様々なサービスの提供と支援を行う総合センターを設置します。センターの建物の意匠や設備・サイン等に「社会的性別」(ジェンダー)の視点をとり入れたものとします。 ・女性が安心して利用できる相談窓口にするために、相談員に「社会的性別」(ジェンダー)についての研修を実施し、また多様化、複雑化する問題に対応できるように、関係機関との連携を強化して相談機能の充実を図ります。	101	保健福祉総合センターの設置	継続	平成18年開設予定。	健康課	・平成18年5月開設	乳児健診98.6%、1歳半健診95.5%、三歳児健診93.2%と受診率が高い。(21年度から受診率上昇している。また、妊娠～出産～育児や女性の健康づくりに関する事業・相談を保健師・栄養士・歯科衛生士で実施しており、利用者・相談者数も多い。特に、個別性の高い相談は保健師が受けているが、年間2,000件(延べ)を超えている。	乳幼児健診は、受診率が高くほとんどの育児中の親が健診受診に来所している。健診時には、育児支援と共に、家族に関する相談にも対応する場にもなっている。また、健診以外でも様々な育児に対する事業展開と共に、事業以外の相談件数も多く、当センターが育児中の親支援や女性の健康づくりの拠点として活用されている。	18年度開設済みのため評価対象外。
				継続	平成18年度センターの開設予定。	子育て支援課	子ども家庭支援センター事業は 1 児童家庭相談 2 地域組織化事業 の二本柱での事業を実施 広報、ホームページ等の周知を実施	児童虐待の早期発見・対応を含めた相談業務が中心になるが、子育ての孤立化を防ぐための地域づくりも重要と考えている。一般的な子育て支援のネットワークのさらなる充実とあわせ、要保護、要支援児童への対応のためのネットワークの充実が必要である。		
		102	保健・福祉に関する相談事業の拡充	継続	引き続き、市民に対して無料相談を気軽に利用していただけるよう広報活動に努める。	生活文化課	・女性が安心して無料相談を活用できるよう、広報活動に努める。	毎月15日号の広報紙に、市が行っている「女性の悩みごと相談」「女性弁護士による法律相談」を含む様々な無料相談を掲載した。	広報紙においては、掲載枠を確保し定期的に様々な無料相談の案内を掲載することで市民に対し情報提供している。また、相談日時や人数が限られていることから、他の相談機関の紹介も行うとともに今後も相談事業の充実を図っていく。	相談件数は増加傾向にあるため、今後も各課で連携し情報の共有化を図るとともに相談しやすい環境づくりに努めてほしい。また、担当職員を適正に配置するとともに専門性を高めてほしい。
				継続	現体制を維持し、研修等により相談員の能力・技術の向上に努める。	福祉総務課		母子世帯における相談(DV世帯含む)は、111件 開始世帯数28世帯	引き続き、母子相談員等と協力しながら、相談業務を実施していく。	
				継続	他課、関係機関との連携の充実を図る。	健康課	・関係機関、他課との連携を図る。	・育児負担や虐待に関する相談に対して保育課、子ども家庭支援センター、子育て広場、ファミサポ等と連携している。 ・DV相談に対しては、母子の安全性を考慮しながら、母子自立支援員、女性相談員、生活保護担当等と連携しながら慎重に対応している。	今後もより一層の充実を図る。	
				実施	子ども家庭支援センターでの子どもと家庭に関わる総合相談の実施。	子育て支援課		・新規相談件数 525件(事業内相談のみの数値であり、日常に把握したものは含まず) 被虐待相談 74件 その他の養護相談 93件 育児相談 306件	依然として育児相談件数は増加しており、育児不安の段階での相談ができることは虐待の予防としては良い方向と考えている。また、虐待相談、養護相談の件数が増加しており、中には児童相談所と連携するような重篤なケースもある。要保護児童対策地域協議会等で、有効な機関連携を進め、ネットワークづくりを推進し、子ども家庭支援センターの相談機能の充実を図っている。	
				継続	現状どおり。	保育課	・子ども家庭支援センター等との連携	引き続き、要保護児童対策協議会代表者会議、同実務者会議、同ケース検討会議に参加するとともに、随時、子育て支援課(母子自立支援員・子ども家庭支援センター)、健康課と連携して入所児童と保護者の支援を行った。	要保護児童対策協議会代表者会議等に参加するとともに、子育て支援課(母子自立支援員・子ども家庭支援センター)、健康課と随時連携して、支援が必要とされる児童と保護者の対応を行った。	
				継続						

2 子育て支援と環境整備

現行プラン施策名	現行プラン説明	No.	現行プラン事業名	平成18年度～22年度		主管課	後期計画期間における重点課題	平成22年度事業実績	主管課評価	平成22年度市民会議評価(案)
				実施区分	今後の方向					
1 保育施設の整備と保育内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化する保育ニーズに対応できる施設整備を行います。 ・幼児保育は、子どもの意識形成に大きく影響します。豊かな保育環境を創出し、男女平等に配慮した保育の充実を図るために男性保育士の採用に努め、「社会的性別」(ジェンダー)についての研修を取り入れます。 ・私立保育所や認可外保育所、家庭福祉員への支援の充実を図ります。 	103	保育施設の整備	継続	これまでどおり、緊急度を勘案しながら対応していく。	保育課		園児の危険防止対策を中心に順次施設の整備・修繕を実施した。	公立園については、どの保育園も築30年～40年経過し老朽化しており、整備については予算上行き届いていない点もあるが、引き続き優先度の高いものから順に整備を実施していく。	安全で安心して子どもを預けることができるよう、老朽化に対応した整備を順次進めてほしい。
		104	男性保育士の採用	継続	適した人材を今後も必要に応じ採用していく。	職員課	・適した人材を今後も必要に応じ採用していく	22年度において保育士の採用実績はない。	採用試験により、性差なく適切な人材を採用している	男性保育士を採用することを望む。
		105	保育士研修の充実	継続	東久留米市独自研修の実施、東京都市町村職員研修所への職員派遣。	職員課	・東久留米市独自研修の実施、東京都市町村職員研修所への職員派遣	引き続き、東久留米市独自研修への参加、東京都市町村職員研修所等への職員派遣を実施	職員の意識向上が図られた。	引き続き職員のスキルアップのために様々な研修においてジェンダー視点を取り入れた研修を実施してほしい。
				継続	これまでと同様の研修を行うほか、各園に専門的知識を持つ人材を派遣し現場での研修を行う。	保育課		保育園職員を対象に外部より講師を招聘し年7回の研修を実施。①障がい児保育②絵本について③子育てという幸せ④乳児保育⑤変わろうとしている新システムを学ぶ⑥リトミック⑦気になる状況がある子の手立て	「ジェンダー」に特化した研修は実施していないが、保育士は子どもの性差や個人差に留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう子どもの人格を尊重する保育を行うこととされており、さまざまな研修を通じて意識醸成を図っている。	
		106	私立保育園、保育室、家庭福祉員への助成	継続	認証保育所A型1園及び保育室から移行のB型2園に対し補助支援する。私立保育園、保育室及び家庭福祉員へ引き続き運営支援をする。	保育課		私立保育園6園、公設民営保育園3園、保育室1園、認証保育所3園、家庭福祉員7施設への運営支援を実施。	24年度に向けて、私立保育園1園の増築支援を行い、施設の拡充を行っている。	引き続き支援の拡充に努めてほしい。
2 保育所機能の地域への拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の子育て不安の解消等のために、保育所の行事や遊びに地域の参加を呼びかけるなど、保育所機能を地域に拡大します。 	107	地域との交流の拡大	継続	親子の参加を引き続き促進する。地域の親子が求めているニーズを把握し事業の企画を行う。	保育課		認可保育園17園がそれぞれの園の保育目標、保育概要、保育理念をアピールする場として園行事を公開し地域市民との交流を図った。	地域に開かれた保育園として、保育所の社会資源を活用した地域向け事業を実施していくために、保育園の保護者向け、地域の保護者向けといった枠組みではなく、一つの事業を多面的に展開していくことで充実を図っていく。	事業を多面的に実施していることは評価できるため、今後も継続して地域のニーズにあった事業を実施してほしい。
3 学童保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備と保護者のニーズを考慮した保育時間の検討を行うと共に、「社会的性別」(ジェンダー)についての指導員研修の充実 ・児童も安全に遊べる場所として、市民の利用に供される都市公園などの設備の充実を図ります。 	108	「社会的性別」(ジェンダー)についての指導員研修の充実	新規	生活文化課と調整の上実施に向け検討。	職員課	・生活文化課と調整の上実施に向け検討	未実施	実施の検討	今後もジェンダー視点についての指導員研修を行ってほしい。また、未実施の課においては実施してほしい。
				継続	今後の研修会においても実施。	子育て支援課		継続	職員の研修(OJTも含む)を通して、男女平等に配慮した保育指導を目指していく。	
		109	学童保育所施設の整備	継続	老朽化している所舎の整備改善。	子育て支援課		20ヶ所から21ヶ所に拡大。	国のガイドラインを満たすため、1ヶ所新設。	学童保育所の増設については評価できる。今後も、時間延長等も含めて学童保育の充実にも努めてほしい。
		110	保育時間の延長	継続	検討課題の一つである。	子育て支援課		継続検討	学童保育の保護者のニーズを把握し、検討していく。	
4 児童館の充実と遊び場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館を整備・充実し、世代間交流を推進して遊びや文化の伝承に努めます。 ・児童も安全に遊べる場所として、市民の利用に供される都市公園などの設備の充実を図ります。 	111	児童館の整備・充実	継続	平成18年度5館目の児童館を開館。	子育て支援課		継続	児童館のない地域については、移動児童館にてそのサービスを提供し、市内の児童館整備を図っている。	地域交流においてお年寄りの方やボランティア等の協力を得られていることは評価できる。また、移動児童館については、引き続き児童館のない地域を補完してほしい。
		112	世代間交流の推進	継続	市内5児童館において実施。	子育て支援課		継続	もちつき大会／桜まつり／敬老のお祝い会／入学進級おめでとう会／卒業おめでとう会／伝承遊びの日／お話の日／食育、おやつ作りの日	地域のボランティアやお年寄りとの体験交流を通して、子どもたちの社会性や情操を豊かにすることができる。また、児童館がない地域については、移動児童館を実施し、地域交流を図っている。
		113	児童遊園・民間遊び場・街区公園の整備充実	継続	維持。(内容再検討)	環境政策課	・子供の広場の位置付けの再検討	子供の広場の1ヶ所返還	21年度では、地権者より返還要望が1件あったが、今後もこのような傾向にあると思われる。	子どもが安全に遊べる環境を整備することは必要である。今後も確保に努めるとともに整備の充実を図ってほしい。
継続	整備充実。			・さらなる整備充実をはかる	街区公園1箇所増(281㎡)		公園の新設は宅地開発条例による寄付に頼らざるを得ないが、22年度は、宅地開発条例により1つの街区公園を供用開始した。			

2 子育て支援と環境整備

現行プラン施策名	現行プラン説明	No.	現行プラン事業名	平成18年度～22年度		主管課	後期計画期間における重点課題	平成22年度事業実績	主管課評価	平成22年度市民会議評価(案)
				実施区分	今後の方向					
5 育児機能の支援	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの問題に関するあらゆる相談に対応できる子ども・家庭支援センターの設置を検討します。 子育て相談事業と関係機関の連携を進めながら、子育てサークル等のネットワーク化を推進し、核家族化により孤立しがちな母親の育児不安の解消を図り、児童虐待を防止し、豊かな子育てができるよう支援します。 母親が安心して働き続けられるよう学童保育事業の充実や乳幼児医療制度など子育て支援・制度の充実を国・都に要請します。 	114	子ども・家庭支援センターの設置	実施	18年度に設置・子供にかかわる総合相談等の充実。	子育て支援課		<ul style="list-style-type: none"> 新規相談件数 525件 被虐待相談 74件 その他の養護相談 93件 育児相談 306件 	育児相談数の増加は引き続きあるが、事業内の相談のみ数値としてあげ、日常に把握したものについてはあげていない。依然として育児相談件数は多く、育児不安の段階での相談ができることは、虐待の予防としては良い方向と考えている。また、虐待相談、養護相談の件数が増加しており、中には児童相談所と連携するような重篤なケースもある。要保護児童対策地域協議会等で、有効な機関連携を進め、ネットワークづくりを推進し、子ども家庭支援センターの相談機能の充実に努めている。	設置済みのため評価対象外。
		115	子育て相談事業のネットワーク化の推進	実施	18年度中にネットワーク化を進める。	子育て支援課		関係機関との連絡会の実施。健康課、主任児童委員、教育相談等市内関係機関との連絡会を実施。年間開催数15回。児童相談所との定期連絡会は毎月実施。	健康課との連絡会は定期的に開催しており、同一施設内にあることの利点が生かされてきた。まだ連絡会の開催ができていないところもあるが、他の研修等の関わりも多くなり、日常の連携は少しずつ充実してきている。	日常での連携が図られていることは評価できる。今後は、より一層連携強化に努めるとともに、ネットワーク化についても推進してほしい。
				継続	保健・医療・福祉・教育機関との連携を深めるために、連絡会の実施方法を検討する。子ども家庭支援センターとの連携を図る。	健康課	・母子保健連絡協議会の充実を図る。	子ども家庭支援センターとの連絡会をつき1回実施している他、具体的な対応について日常的に相談、連携している。その中で、必要に応じて医療機関、福祉総務課も加えて連携会議も行った。	子ども家庭支援センターとは同じ建物内にあることから日常的な連携は定着してきている。定期連絡会では体制的なことその他、個別の事例について共有、協議している。今後もより一層の充実を図る。	
		116	在宅母子の育児支援	拡充	2歳児歯科健診時に集団で親子遊びを実施する。	健康課	・親子のかかわり方や触れ合い遊びを伝える。	2歳児歯科健診：年12回実施、762人来所(受診率83.3%)。未受診者フォローも継続実施している。集団指導の導入時、保育士による親子遊びをいくつか紹介している。また、診察の待ち時間を利用して、小集団に対して保育士による手遊びを紹介している。	未受診者への電話かけや地区担当保健師による家庭訪問等により、できる限り健診を受けられるように働きかけ、このような健診と親子遊びの機会を利用できるようにする。	未受診者に対する積極的な働きかけは評価できる。今後も様々な機会を通じて働きかけを継続してほしい。
		117	児童虐待の防止	実施	18年度に設置予定。			<ul style="list-style-type: none"> 新規相談件数 525件 被虐待相談 74件 その他の養護相談 93件 要保護児童対策地域協議会での連携代表者会議 (開催2回) 実務者会議 (開催4回) 個別ケース検討会議にて個別対応の検討実施 	ネットワークでの会議開催は随時行われてきた。一機関で抱えることが困難であり支援の方向を確認し、役割を確認していくことが重要になっている。とりわけ虐待ケースは困難な場合が多く、連携の充実が必要。	ネットワーク会議等をさらに充実させ連携強化に努めてほしい。また、啓発事業等を通じて児童虐待の防止にも努めてほしい。
		118	国際育児相談の充実	継続	従来通り、健診・家庭訪問で必要時外国語ボランティアの協力を得る。	健康課	・外国語ボランティアと連携・連絡をとり、必要時協力を得ていく。	22年度は、外国人の相談対応はあったが、外国語ボランティアを利用しないで対応ができた。	外国人の相談者が安心できるよう、必要時外国語ボランティアを活用していく。	日本語が母国語ではない外国人の場合、意思の疎通が難しいケースが考えられるため今後も外国語ボランティアを活用するとともに制度の周知にも努めてほしい。
		119	外国人母子への子育て支援	継続	母子サービスを受けやすいように、外国語版母子手帳を交付していく。	健康課	・外国語版母子手帳について周知し、必要時交付する。	健康課、市民課の窓口で8カ国の外国語母子健康手帳を配布。(英語、タガログ語、中国語、ハングル語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、インドネシア語)本年度交付数13件(内訳 英語10件、中国語1件、ポルトガル語1件、タガログ語1件)	外国人の方々へ早期から関わることができ、妊娠、出産、育児に関する情報の提供ができた。また、支援の必要な方へのフォローをおこなった。今後も外国人の方々の相談に対応していく。	多様な言語に対応した母子手帳を配布していることは評価できる。今後も様々な困難を抱える外国人に対して支援の充実に努めてほしい。
		120	学童保育事業の充実	要請	障害児童保育の補助金の引き上げを要請する。	子育て支援課		市内21箇所で開催 平均在籍児童数：829名	すべての施設で国の示した学童クラブガイドラインに沿った70名以下の運営に移行が完了した。	移行完了は評価できる。今後も学童保育事業の充実に努めてほしい。
		121	乳幼児医療制度の充実	要請	都へ所得制限、補助率の引上げ等を要請する。	子育て支援課		21年4月以降、単独補助により所得制限が撤廃されている。 受給者数：6,320名 助成件数：124,314件	東京都すべての自治体が単独補助で所得制限を撤廃している現状を考慮すると、制度自体の所得制限撤廃を今後も都へ求めていく必要がある。	今後も乳幼児医療制度の充実のために要請をしてほしい。
				継続	養育医療費助成制度の活用。	健康課	・養育医療申請で把握した対象に、保健師が面接・訪問を行い、支援していく。	養育医療申請者に、保健師による面接と訪問を全数実施継続。 養育医療面接：20件。	申請時の面接は、基本的に地区担当保健師が行うが、不在の場合も健康課保健師により実施する。その後、地区担当保健師に引き継ぎ、退院前のご様子伺い・退院後の訪問と、継続的にフォローしていく。乳児健診前から関わることで、母親の育児負担感の軽減にもつながるよう支援している。	制度利用申請世帯に対し継続的にフォローし、育児負担軽減につながるよう支援していることは評価できる。今後も、養育医療制度の周知と併せて支援を継続してほしい。
		122	児童手当制度等の充実	継続	児童手当の充実と制度の改善について国、都へ要請する。	子育て支援課		22年4月から子ども手当が創設 延べ支給人数 0～3歳未満24,874名 3歳以上小学校修了前84,022名 小学校修了後中学校修了前29,855名	子ども手当が創設されたことで、児童手当としての長年の課題は解消された。	—

2 子育て支援と環境整備

現行プラン施策名	現行プラン説明	No.	現行プラン事業名	平成18年度～22年度		主管課	後期計画期間における重点課題	平成22年度事業実績	主管課評価	平成22年度市民会議評価(案)
				実施区分	今後の方向					
6情報の提供と啓発及び育児研修等の充実	・思春期から、生命を生み育てることの大切さと楽しさを学び、子育てへの芽を育て、男女共に子育てに参加するための、知識・技術の習得の機会を充実します。また、育児情報の提供と啓発を推進します。	123	育児情報の提供	継続	子育て便利帳の改定など情報提供方法の検討。	健康課	・母親のニーズや法律改正などに合わせ情報を発信していく。	21年度に引き続き、子育て便利帳の若干の改訂を実施し、母子手帳申請時等に発行している。妊娠届出数(875件)に加え都内転入者等への発行も若干ある。	市内のみならず、近隣の情報もあるので、今後も情報を収集し新しい情報が紹介できるよう改定しながら継続し、充実を図る。	様々な育児講座の開催等育児情報を幅広く提供していることは評価できる。しかし、交流スペース利用者や講座参加者が固定化している可能性もあるため新しく参加したいと考えている市民に対しても利用しやすいよう、より一層の利用・参加促進に努めてほしい。
				継続	地域活動として育児講座等を実施するとともに、子育て中の親が求めている育児情報を提供する。	保育課		公立保育園8園で講師を招いての育児講座等を7回実施。	開催の時期や方法を工夫しつつ、育児講座等の実施を通じて子育てに関する情報を提供することができた。	
				継続	子ども家庭支援センターなどでの子育て家庭に必要な情報の提供。	子育て支援課		・子ども家庭支援センター交流スペース利用8,008人 年間事業実施回数54回 参加1,248人 ・地域子ども家庭支援センター上の原利用8,211人 年間事業実施回数89回 参加1,485人 事業内容:赤ちゃん広場、子育て講演会、学校でのなかよし広場、NP講座(子育て支援プログラム)、手作り布おもちゃの会等 ・子育て情報のチラシ配布、掲示	地域子ども家庭支援センターの開所により、事業分担ができた。地域性も活かした情報の提供ができるよう工夫している。身近なところで参加しやすい講座等の検討をしている。	
				継続	関係機関からの情報・資料の配布。	生涯学習課	・関係機関からの情報・資料の配布	関係機関からの情報提供を実施。	育児情報の提供を推進する(生涯学習センターへの掲示等)。	
		新規	ブックスタート事業の実施	継続	同左。	図書館	・今後も継続していく。	健康課の1歳6カ月児健診時に実施。参加者816組。フォロー事業を各図書館で取り組んでいる。	健康課、ボランティアと連携し、子育て支援として、家庭教育の充実を目的に実施している。子育て世代の地域への誘導、世代間交流の一助となっている。	様々な関係機関と連携し、子育て支援として家庭教育の充実にも努めていることは評価できる。

3 介護・看護施策の充実

現行プラン施策名	現行プラン説明	No.	現行プラン事業名	平成18年度～22年度		主管課	後期計画期間における重点課題	平成22年度事業実績	主管課評価	平成22年度市民会議評価(案)	
				実施区分	今後の方向						
1 在宅介護サービスの充実	・在宅高齢者や介護者の負担を軽減し、24時間安心して暮らせるよう各種在宅サービスの総合調整を強化し、提供するサービスの充実を図ります。 ・閉じこもり、寝たきり、認知症予防のために、本人及び家族に対して訪問による保健指導の充実を図ります。	125	在宅サービスの充実	継続	平成17年度中に第3期東久留米市老人保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、20年度までの目標を示す予定である。	介護福祉課	・中重度の介護者が住み慣れた地域で生活できるよう、地域密着型サービスを導入する。	介護保険事業計画の見直し策定により、21年度から第4期介護保険事業計画がスタートし、その中で23年度までに地域密着型サービスの導入として、小規模多機能型居宅介護2箇所の整備が位置づけられているが、国の経済危機対策に関連して介護基盤の緊急整備が示されたことから、認知症高齢者グループホームを併設整備できるようにし、整備促進を図れるようにした。	小規模多機能型居宅介護については、平成22年度に事業者の募集を行ったが、応募がなく、計画達成は困難であり、整備に時間を要する。	実情に応じて推進に努めてもらいたい。	
		99再掲	介護予防・自立支援の推進	継続	平成17年度中に第3期東久留米市老人保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、20年度までの目標を示す予定である。	介護福祉課	・介護予防・自立支援を推進し、できる限り要介護状態にならないよう、たとえ要介護状態になってもそれ以上悪化しないようにする。 ・地域包括支援センターを設置する。	地域包括支援センターについては、18年4月から市内3ヶ所に設置し、介護予防マネジメント事業や総合相談・権利擁護事業等を行った。また、19年5月からは、加えて在宅介護支援センター1ヶ所を設置し、総合相談事業の充実を図った。それぞれの事業内容は、定着し充実してきている。	介護予防、在宅介護支援、総合相談など事業が充実したことが評価できる。今後、男女を問わず介護のために休業や短時間勤務を必要とする人が増加することが予想されるので引き続き事業の充実が望まれる。	個人にかかる介護負担を減少させるため、地域包括支援センターの役割は重要と考える。引き続き事業の充実に向けてほしい。	
		127	配食サービスの見直し	継続	平成17年度中に第3期東久留米市老人保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、20年度までの目標を示す予定である。	介護福祉課	・栄養改善の視点を取り入れた介護予防に資する配食サービスに見直しを行う。	前年度どおりの運営方法で実施した。利用実績：3,953人(実利用人数) 32,729食/年間	現行どおりの運営方法で実施した。本事業は男女平等・共同参画に直接は関係ないものの、高齢者の在宅福祉に関する基盤整備のための一事業である。	現行どおりの運営方法で、実施した。本事業は男女平等・共同参画に直接は関係ないものの、高齢者の在宅福祉に関する基盤整備のための一事業である。	男女共同参画社会の基盤整備として今後も推進していただきたい。
		128	訪問指導の充実	継続	平成17年度中に第3期東久留米市老人保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、20年度までの目標を示す予定である。	介護福祉課	・閉じこもり、うつ、認知症予防などを目的とし、訪問指導の充実を図る。	低栄養予防などを目的として訪問を実施した。実施人数：3人(述べ24回)	介護予防を推進し、要介護状態にならないようにすることである。自立した生活を送ることにつながるため、事業の目標が男女平等・共同参画社会形成に寄与した。今後も生活機能評価等とおして対象者把握に努め、取り組みについて充実させていく必要がある。	介護予防を推進し、要介護状態にならないようにすることである。自立した生活を送ることにつながるため、事業の目標が男女平等・共同参画社会形成に寄与した。今後も生活機能評価等とおして対象者把握に努め、取り組みについて充実させていく必要がある。	男女共同参画社会の基盤整備として今後も推進していただきたい。
3 介護者への支援	・男女が介護に参加できるよう相談・指導・技能講習等を充実し、介護に関する諸情報の提供を行います。	130	介護技術の習得支援	継続	平成17年度中に第3期東久留米市老人保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、20年度までの目標を示す予定である。	介護福祉課	・地域支援事業における一般高齢者施策を充実する。	地域包括支援センターについては、18年4月から市内3ヶ所に設置し、家族への介護相談や助言指導を行った。また、19年5月からは、加えて在宅介護支援センター1ヶ所を設置し、同様の相談・助言指導を実施した。	家族への介護相談や助言指導を行ったことは、介護する者の負担軽減につながり男女平等・共同参画社会形成に寄与した。介護技術指導の具体的な指導を今後予定している。	男女がともに介護を担い、介護負担の軽減につながるよう今後も継続して実施してほしい。	
		131	介護相談事業の充実	継続	平成17年度中に第3期東久留米市老人保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、20年度までの目標を示す予定である。	介護福祉課	・地域包括支援センターを設置する。	地域包括支援センターについては、18年4月から市内3ヶ所に設置し、介護予防マネジメント事業や総合相談・権利擁護事業等を行った。また、19年5月からは、加えて在宅介護支援センター1ヶ所を設置し、総合相談事業の充実を図った。	介護予防を推進することの目的は、要介護状態にならないようにすることであり、ひいては介護する者の負担の軽減にもつながるため、事業の目標が男女平等・共同参画社会形成に寄与した。	相談窓口の周知も含め、今後も総合相談事業の充実に向けてほしい。	
4 施設の整備・充実	・病院・入所施設から家庭に復帰するための一時的な通過施設としての老人保健施設や、老人ホームなど既存の施設を有効活用し、施設整備を検討していきます。	132	老人保健施設の整備	継続	平成17年度中に第3期東久留米市老人保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、20年度までの目標を示す予定である。なお、平成19年度には、旧分庁舎跡地に老人保健施設が新設される予定である。	介護福祉課		介護保険事業計画の見直し策定により、21年度から第4期介護保険事業計画がスタートしたが、介護老人保健施設の整備は位置づけられていないことから、実績はない。	現在の需要と供給のバランス及び国の参酌水準等に鑑み、市では、23年度までの間、新たな介護老人保健施設の整備を予定していない。	19年度に施設開設済みのため評価対象外。	
		133	特別養護老人ホームの整備充実	継続	平成17年度中に第3期東久留米市老人保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、20年度までの目標を示す予定である。	介護福祉課		介護保険事業計画の見直し策定により、21年度から第4期介護保険事業計画がスタートしたが、特別養護老人ホームの整備は位置づけられていないことから、実績はない。	現在の需要と供給のバランス及び国の参酌水準等に鑑み、市では23年度までの間、新たな特別養護老人ホームの整備を予定していない。	実態を把握し、必要に応じて整備の充実を図ってほしい。	

4 高齢者の自立と生活安定のための条件整備

現行プラン施策名	現行プラン説明	No.	現行プラン事業名	平成18年度～22年度		主管課	後期計画期間における重点課題	平成22年度事業実績	主管課評価	平成22年度市民会議評価(案)
				実施区分	今後の方向					
1生活安定のための支援の充実	・シルバー人材センターや関係機関の連携による就職相談などで、高齢者の就労を支援します。 ・住み慣れた地域で自立した生活が送れるように、公的住宅の立て替えに際しては、高齢者住宅を確保するように努めます。 ・高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、住宅改造の助成など、安心して暮らせる住宅の整備、充実を図ります。	134	シルバー人材センターの充実	継続	今後においても高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会の提供等を促進させるため、同様に支援し補助の実施をしていく予定。	福祉総務課	・高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会の提供等を促進させるため、シルバー人材センターに支援をしていく。	シルバー人材センターに対して32,878,000円の補助金を交付し支援した。	補助金収入に頼らず、事業収入が増えるよう積極的に職場の開発に努め、就労延日人員154,400人が実現した。	シルバー人材センターにおいて積極的に職場の開発に努めていることは評価できる。引き続き、男女を問わず働く意欲のある高齢者に対して就労の場の充実を図ってほしい。また、ハローワーク内における高齢者相談も継続して実施し、就労につながるよう努めてほしい。
		135	高齢者職業相談の充実	継続	同上。	福祉総務課	・同上	同上	同上	
				継続	ワークコーナーの検索機等の配置は、相談スペース等の関係から現状で推移していく。今後はソフト部分での充実を図る。	産業振興課	・ワークコーナーの継続	ハローワーク内での高齢者職業相談件数は、22年度4,476件で、就職件数は916件であった。	ハローワーク内のワークコーナーで相談事業を行っているので、直接的な関与はないが、男女平等・共同参画に寄与していると思われる。	
		137	シルバーピア事業の推進	継続	シルバーピアの新設計画は無いが、管理の充実を継続させていく。	福祉総務課	・シルバーピアの管理の充実をしていく。	市内6か所の市営及び都営のシルバーピアを、生活協力員を配置することにより運営し、高齢者の緊急時の対応や生活相談に応じており、市として適正な入居審査に努めてきている。	生活協力員10人全てが女性を配置している。研修に参加させ高齢者のきめ細かな相談に応じた。	生活協力員への研修の実施は評価できるが、全員を女性とするのではなく男女に偏りが無いよう配慮してほしい。
		138	痴呆性高齢者グループホームの整備	継続	平成17年度中に第3期東久留米市老人保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、20年度までの目標を示す予定である。	介護福祉課		介護保険事業計画の見直し策定により、21年度から第4期介護保険事業計画がスタートし、その中で23年度までに地域密着型サービスの導入として、小規模多機能型居宅介護2箇所の整備が位置づけられているが、国の経済危機対策に関連して介護基盤の緊急整備が示されたことから、認知症高齢者グループホームを併設整備できるようにし、整備促進を図れるようにした。	認知症高齢者グループホームを小規模多機能型居宅介護に併設整備できるようにすることは、地域密着型サービスの整備促進につながるものと思われる。本事業は男女平等・共同参画に直接は関係ないものの、基盤整備のための一事業である。なお、国の動向把握や手続き等に時間を要したため、22年度中には整備は行われていない。	今後も高齢化が進む中で、認知症高齢者に対する支援の充実が求められるが、ニーズを把握し必要に応じて整備を推進してほしい。
139	住宅改修への助成	継続	平成17年度中に第3期東久留米市老人保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、20年度までの目標を示す予定である。	介護福祉課		介護保険住宅改修利用者： 男131人 女173人 合計304人 内訳：(複数改修あり) ①手すりの取付294件(内101件) ②段差解消65件(内21件) ③床材の変更9件(内2件) ④扉の交換32件(内9件) ⑤便器の交換4件(内2件) *カッコ内は要支援者	要介護者(要支援者)が在宅で生活するにあたり、手すりの取付けや段差解消等、必要な住宅改修へ助成することは、本人の尊厳ある自分らしい生活に資することはもちろんのこと、介護する側の負担の軽減にもつながる。	利用件数が増加していることは、事業の周知が進んでいる結果と考える。今後も要介護者、介護者の負担を軽減するためにも事業を継続して実施してほしい。		
2社会参加・参画の促進	・高齢者が生きがいをもって生活できるように、各種講座や交流の場として老人福祉センターを整備し、また、健康で意欲的な高齢者の社会参画の場としてボランティア活動を推進します。	140	老人福祉センターの整備	継続	老人福祉センター(憩いの家含む8地区センター)の運営管理を充実させていく。	福祉総務課	・老人福祉センター(憩いの家含む8地区センター)の運営管理を充実させていく。	単独地区センター(5か所)の年間利用者は、112,035人、地域センター内地区センター(3か所)の年間利用者は、59,065人であった。	管理運営と同時に、次年度からの指定管理者の選定を行い、施設運営向上の提案を受けている。	今後とも高齢者が利用しやすい施設運営を望む。
		141	シニアボランティア活動の推進	継続	市民大学小中学生コースでの講座指導の実施。	生涯学習課	・市民大学小中学生コースでの講座指導の実施	野草園づくりボランティアとして25名が登録しており、4月～11月まで活動した。	今後とも野草園づくりのようにシニアボランティア活動を推進していく。	シニアボランティアの活動の場を広げることは、高齢者の活躍の場を増やすことにもつながるため今後も社協等のボランティア制度の活用も含め多種多様な場における活動の推進に努めてほしい。

5 ひとり親・障害者(児)等の自立支援

現行プラン施策名	現行プラン説明	No.	現行プラン事業名	平成18年度～22年度		主管課	後期計画期間における重点課題	平成22年度事業実績	主管課評価	平成22年度市民会議評価(案)
				実施区分	今後の方向					
1ひとり親家庭の生活安定と自立支援	・生活上の問題などの相談、病気などで日常生活に支障をきたす場合のホームヘルプサービス及び休養施設の提供などの充実を図ります。 ・経済的基盤が不安定な家庭に対しては、就労・住宅等について相談や資金助成の充実を図ると共に、経済的自立と子どもの健全育成に向けた資金の貸し付けや、児童扶養手当などの制度の充実について、国・都に要請します。 ・性被害やドメスティックバイオレンス(DV)に苦しむ女性に対し、近隣市や関係機関と連携して相談や緊急避難対策の充実を図ります。	142	ひとり親家庭の相談事業の充実	拡充	ひとり親家庭施策の一環として就労支援事業の検討。	子育て支援課		・就労支援専門員への相談件数 45人(同一者による同内容の相談の重複あり) ・教育訓練給付金(申請者) 2人 ・高等技能訓練給付金(受給者) 8人(看護師・准看護師等) ・広報、ホームページへの掲載	ひとり親家庭の自立ということから就労支援専門員と連携し、充実を図っていく。 教育訓練給付金、高等技能訓練給付金とも、需用は高まっている。自立を促すことも含め、広報、ホームページ掲載、またひとり親の相談においても紹介していく。	各種支援制度をより活用してもらうため、対象者に対しての説明と制度そのものの周知に努めてほしい。また、自立支援、就労支援を拡充し働きやすい環境を整備するとともにニーズに応じた支援の充実にも努めてほしい。
		143	ホームヘルプサービスの充実	要請	東京都の補助対象事業であるひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の適用範囲の拡大の要請。	子育て支援課		母子世帯24世帯(延べ1,345回利用)、父子世帯2世帯(延べ265回利用)	対象は限られているものの、利用頻度は高まっている。この制度の継続と利用者からの要望を調整していくことが課題。	
		144	ひとり親家庭休養ホームの利用助成	継続	継続して申し込み用紙の配布等を行う。	子育て支援課		19年度以降事業廃止となる。	—	—
		145	生活資金の貸付などの充実	要請	経済的な自立と子どもの健全育成に向け、就学資金、修学資金以外の貸付枠の拡大を要望。	子育て支援課		経済状況は回復が鈍く、その影響もあり、貸付に関する相談は増えている。	相談件数の増や内容の多様化に対応していくために、母子自立支援員兼婦人相談員を1名増員し、2名体制にした。相談業務の充実が喫緊の課題である。	経済的な自立に向けて、制度の周知や利用枠の拡大等支援を充実してほしい。
		145	生活資金の貸付などの充実	継続	従来どおり行なう。	福祉総務課		従来どおり実施するも貸付件数は0件だった。相談件数は月1件程度	同様の事業を社会福祉協議会(社協)で実施しており、社協の方が交付まで4日間と早く貸付条件も連帯保証人が要らないなど緩やかなため、社協で貸付を受ける方が圧倒的に多いものと思われる。22年度の実績がゼロ件だった状況を踏まえ今後は廃止を検討している。	同様の事業が実施されているのであれば、廃止を検討するかもしくは差異化を図っていくことが妥当と考える。
		146	児童扶養手当の充実	継続	児童扶養手当法に基づき国が父と生計を同じくしていない児童について手当を支給することにより児童の福祉の増進を図る。	子育て支援課		受給者数914名 うち 全部支給515名 一部支給399名	昨年、8月より父子家庭も対象となったことから、受給者数が増加した。母子家庭においても受給者数は微増しており、ひとり親家庭を支える手当としての役割は大きい。今後も他の事業との連携を図りながら事業を実施していく必要がある。	児童扶養手当は国の制度であるが、父子家庭が支給対象となったことは評価できる。今後もひとり親家庭支援として継続実施してほしい。
		147	医療費の助成	継続	ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	子育て支援課		対象者数1,893名	ひとり親家庭にとって医療費の負担は家計に重くのしかかることから、当事者の担う役割は大きい。他事業と関係する面もあることから連携を図りながら実施していく必要がある。	各種助成を活用しながら、引き続きひとり親家庭への支援を継続してほしい。
		148	家賃助成の実施	継続	民営の借家住まいのひとり親家庭に対し、住宅費の一部を助成し、経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。	子育て支援課		対象者数289名	いままでどおり、情報提供、他公費制度との連携を図っていくことが重要である。	
		150	女性保護施設の活用	継続	性被害、暴力行為に苦しむ女性や母子世帯などに対して、自立援助に努める。	子育て支援課		電話、来所による夫等からの暴力による相談(主訴)は95件あった。国籍、年齢、家族構成、相談内容は多様化している。自立支援については、状況をみながら就労支援員に繋げている。また、自立支援教育訓練給付金事業や高等技能訓練促進事業の説明もしている。	・DV防止法にかかる市の相談窓口・援護策・庁内連携体制の充実が必要。 外国人に係る支援策には、相談者の意思確認や処遇検討に言語・宗教等が大きく影響するため、国際交流施策とは異なる施策の検討が必要。 ・DV被害に遭われた方の自立を支援するには、段階を踏んでいく必要があり、時間を要する。	様々な制度を活用するとともに、ネットワークを強化し個々に応じた被害者支援に努めてほしい。
		2障害者の生活安定と自立支援	・ホームヘルパー制度など各種サービスや手当の給付内容の充実を図るほか、福祉センターをはじめ福祉施設等と連携して、就労の場の確保や生活寮の設置など自立支援の充実を図ります。	151	ホームヘルプサービスの充実	継続	障害者自立支援法に基づく事業にて実施。	障害福祉課		在宅の障害者に対して、障害者自立支援法に基づく障害程度区分認定を行い、居宅介護(ホームヘルプサービス)の決定を行い、自立した生活ができるよう支援した。
152	障害者の就労の場の確保			継続	障害者自立支援法に基づく事業にて実施。	障害福祉課		障害者自立支援法に基づき、福祉作業所が新法に移行し、定員拡大等を行った。また、就労支援室「さいわい」「あおぞら」を設置し、障害者の就労の場の確保のための支援を広げた。	障害者の就労を総合的に支援するための就労支援室「さいわい」「あおぞら」を設置した。	就労支援室の設置は評価できる。今後も引き続き就労支援を推進してほしい。
153	地域福祉施設の整備充実			継続	障害者自立支援法に基づく事業にて実施。	障害福祉課		障害者自立支援法に基づき、福祉作業所が新法に移行するための支援を行い、補助をすることで、移行をスムーズにできるよう支援した。	地域福祉施設の整備充実に関わる事業が、障害者の生活安定と自立支援を促進し、様々な関係機関の連携が図れる。	関係機関との連携を強化し、今後も充実を図ってほしい。

6 女性の健康づくりの充実と母性の尊重

現行プラン施策名	現行プラン説明	No.	現行プラン事業名	平成18年度～22年度		主管課	後期計画期間における重点課題	平成22年度事業実績	主管課評価	平成22年度市民会議評価(案)	
				実施区分	今後の方向						
1母性尊重のための啓発	・健全な妊娠・出産のために、母性の保護と母子の健やかな成長を支援し、母性の尊重と保護の啓発に努めます。	154	母性尊重及び保護の啓発の充実	継続	妊娠中からの健康づくりとして、妊産婦・新生児訪問や育児相談の充実を図る。	健康課	・妊婦訪問、プレ・パパママクラス等、妊娠中からの健康管理、相談の充実を図る。	妊婦訪問14件、新生児訪問・乳児訪問(実人数)918件(延人数)966件 プレ・パパママクラス4日間、6クール(土曜版3回) 参加者延数534名(内 妊婦424名 夫110名)	22年度は妊娠届け・出生通知票の件数が21年度より少なかったため、件数的には少なくなっているが21年度の新生児・乳児の訪問率は92.5%に対し本年度は99.1%と増えている。ほぼ全数訪問に近い数値で実施できた。 プレ・パパママクラスでは土曜版の時は参加人数が増えており、働いている妊婦や夫にとって参加し易いものとなっている。 各事業を通して、女性が主体性を持って妊娠・出産・育児できようよう、情報提供・支援を行っている。	新生児・乳児の訪問がほぼ全件であることは評価できる。また、土曜日開催は男性の参加促進につながっており、今後も継続して開催してほしい。	
2健康の保持、増進	・生涯を通じて健康であるためには、病気の予防、早期発見と、思春期、妊娠・出産期、更年期のライフサイクルに応じて変化する自分の身体を知り、コントロールする力をつけることが重要です。そのために各種健診や相談、指導の充実と食生活改善普及活動の推進により、正しい食生活の知識の普及と健康づくりへの自覚的取り組みを推進します。 ・健康増進のため、健康状態や運動能力に応じて、スポーツやレクリエーションが楽しめるようスポーツ指導者を育成し生涯スポーツの振興を図り、夜間開館などによりスポーツセンターの利用を促進します。	155	健康診査及び健康相談事業の充実	継続	予防のために健診の受診率をアップし、生活習慣病の予防、改善を図る。	健康課	・生活習慣病予防、介護予防事業として実施	特定健診の受診率は48.1%(21年度受診率46.2%より上昇)特定保健指導の利用率27.4%(21年度利用率22.0%より上昇) 女性特有のがん検診は子宮頸がん検診の受診率が23.54%、乳がん検診が32.89%で21年の受診率とほぼ横ばい。ただし、子宮頸がん検診の20歳の受診率が伸びている。	特定健診では、21年度未受診者に対して電話による受診勧奨を実施し、受診率アップを図った。特定保健指導では、土・日、夜間の開催により、働く世代への利用促進を図った。 女性特有のがん検診は受診率がほぼ横ばいだったため、23年度は子宮頸がん検診は受診医療機関の増加、乳がん検診は土・日の実施を行うこととした。	働く世代に向けた各種健診日の設定及び全ライフステージにおける食育の実施は評価できる。今後も受診率の向上に努め、様々な講座の継続実施を推進してほしい。	
		157	食生活改善普及活動の推進	継続	栄養改善推進員の健康づくり活動として、事業の検討・企画等自主的に行っていて、さらに自主活動しやすいよう支援していく。	健康課	・食育の推進をしていく。	①生活習慣病の予防及び改善に繋がる食育の推進として、健康増進事業の中で健康教育・健康相談(食事相談)を引き続き実施した。(8回/年・110名、21回/年・74名) ②母子保健事業においても基本的な生活習慣の形成のために各年齢に応じ教室を開催しており、親子への食育を実施した。(15回/年・親子344名) ③今年度からは歯科保健においても就学前の幼児を対象とした事業「親と子の歯び〜ライフ」を実施し、歯科保健分野からの食育の推進を図った。(1回/年・親子41名) ④今年度より多摩小平保健所管内の重点目標に新たに加わった「朝食の欠食を減らす」取り組みとして9月を「めざましスイッチ朝ごはん」月間とし、四課栄養士で「東くるめの野菜レシピ」を夏・冬2回発行、給食や事業内でメニューに取り込み、庭先販売農家に設置。従来からの重点目標である「野菜の摂取量を増やす」と併せて普及啓発を行った。(レシピ配布数:30,000部/2回・約9500世帯、農家・スーパー等約40箇所に設置)	乳幼児～成人～高齢者の全ライフステージに対し、あらゆる形で食育を実施している。今後特に、③はテーマとして就学前の生活習慣の見直しと嗜ミング30として、第一部:ロールプレイング、第二部:歯科医師による講話・噛み比べ体験を実施、参加者には「“噛む”ことを意識できた」と好評であったため、周知方法を考慮しながら事業定着を目指す。また、④についても継続的な取り組みが大切と考え、次年度も市内の栄養士が連携してライフステージに応じた間断しない食育の推進を目指す。		
		158	健康づくり推進員養成及び自主グループ育成の推進	継続	18年度実施からのわくわく健康プラン東くるめの推進と連携を図りながら、体制、育成等検討していく。	健康課	・わくわく健康プランを推進する中で、体制を検討する。	健康づくり推進計画は、5年目の中間評価をむかえ、無作為抽出によるアンケート調査を実施。平成27年度までの5年間の健康づくり推進に向けて検討を開始。各ライフステージの活動としては、<高齢期>の社会参加を目的として、健康サロン実施(5カ所)<青・壮年期>健康管理を目的として、健診受診を勧めるPR活動を実施。<学童・思春期>児童館(1カ所)・小学校(5カ所)へ防煙教育の紙芝居実施。また、東久留米市の特徴を活かしたイベントとして、「夏やさい博士になろう」では、小学生を対象にした食育のイベント実施(1回)。「わくわくウォーク」では、市内ウォーキングを実施(2回)。「わくわく健康フェスタ」では、健康情報発信イベントとして各種健康度測定、健康相談、健康講座を実施(1回)。	わくわく健康プラン東くるめ10年計画中間時点をむかえ、今後の市民一人ひとりの健康づくりにむけて検討を重ねている段階である。健康づくり推進部会(月1回)では、市民とともに今後の推進活動や方向性について健康づくりを一緒に考え、一緒に取り組む地域づくりの実践を目指し活動している。今後は、この活動をより拡大していくために、関係各課・団体とより一層の連携を図っていき様々な世代が健康づくりについて関心をもてる取り組みを実施していきたい。	アンケートを実施し、実態調査を行ったことは評価できる。今後は調査結果も含め生涯を通じて健康であるための取り組みを推進してほしい。	
		159	在宅ケアとしての訪問指導の推進	継続	平成17年度中に第3期東久留米市老人保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、20年度までの目標を示す予定である。	介護福祉課	・閉じこもり、うつ、認知症予防などを目的とし、訪問指導の充実を図る。	介護福祉課	・閉じこもり、うつ、認知症予防などを目的とした訪問を実施した。実施人数:3人(延べ24回)	介護予防を推進し、要介護状態にならないようにすることである。自立した生活を送ることにつながるため、事業の目標が男女平等・共同参画社会形成に寄与した。今後も生活機能評価等とおして対象者把握に努め、取り組みについて充実させていく必要がある。	今後も介護予防の推進に努めてほしい。
		160	スポーツ活動の充実	継続	各種スポーツ講座・大会の実施。	生涯学習課	・各種スポーツ講座・大会の実施(指定管理者の自主事業含む)	生涯学習課	・各種スポーツ講座・大会の実施(指定管理者自主事業60,248人参加)	体協主催事業参加者3,491人 体指主催事業参加者1,241人 指定管理者自主事業60,248人参加	多様な事業の企画により老若男女問わず幅広く市民の参加を得ている。
161	スポーツセンターの利用促進	拡充	指定管理者制度へ移行。	生涯学習課	・指定管理者による夜間11時までの開館延長と年間営業	生涯学習課	・指定管理者による夜間11時までの開館延長と年間営業	指定管理者制度については、18年度実施済み。	利用者数の増に加え、自主事業の多様化など、制度導入の成果は明らかである。		

(改定版)東久留米市男女平等推進プラン 平成22年度事業進捗状況調査表

【主要課題5. 計画を推進するために】

*実施区分は次のとおり

継続:すでに実施している現在の事業内容で継続するもの

拡充:すでに実施しているが、現在の事業内容を拡大または充実するもの

新規:新規に実施予定の事業及び現状では事業化は困難だが引き続き検討するもの

要請:法制上、市では実施できないため、国・都へ要請するもの

1計画推進体制の整備と強化

現行プラン施策名	現行プラン説明	No.	現行プラン事業名	平成18年度～22年度		主管課	後期計画期間における重点課題	平成22年度事業実績	主管課評価	平成22年度市民会議評価(案)
				実施区分	今後の方向					
1庁内推進体制の充実	・改定版男女平等推進プランの推進には、市政のあらゆる分野における全庁的取り組みが必要であり、施策を総合的、計画的かつ円滑に実施するために、庁内推進体制の充実と総合調整力の強化・充実を図り、計画の進捗状況の報告をします。	162	男女共同参画推進の総合調整部門の設置	継続	施策の総合的、計画的実施にむけて、総合調整力の充実を図っていく。	生活文化課	・施策の総合的、計画的実施にむけて、総合調整力の充実を図っていく。	市民会議及び庁内の関係各課と連携し、東久留米市第2次男女平等推進プランを策定した。	施策を総合的・計画的に推進するためにプランの策定を行った。また、今後はプランに基づき庁内での取り組みの総合調整力の強化を図っていく。	今後も施策を推進するための庁内における総合調整部署として充実強化を図ってほしい。
		163	男女共同参画推進に関する行政推進協議会の充実	継続	引き続き、庁内推進体制の充実を図っていく。	生活文化課	・庁内推進体制の充実	男女共同参画推進協議会を開催し、21年度事業の市民会議評価、新プラン及びDV基本計画の内容について協議した。	男女共同参画社会の実現に向けた施策の総合調整及びプランの推進のために、今後も協議会を適宜開催し庁内推進体制の充実を図っていく	協議会の機能を活用し、庁内推進体制のより一層の充実を図ってほしい。
		164	進捗状況の年次報告の実施	継続	引き続き、事務事業目的評価をプランの進捗状況調査に活用していく。	生活文化課	・事務事業目的評価をプランの進捗状況調査に活用	21年度事業に対する進捗状況調査を男女平等推進市民会議に報告した。	生活文化課が関係各課と市民会議との調整役として進捗状況調査を行い市民会議へ報告した。今後は効率的に調査が行えるよう調整していく。	計画の進捗状況について年次報告を行うことは現状把握のための有効な手段であると考え。今後も調整役として生活文化課にて進捗状況調査を行い、より実効性のある評価方法を検討した上で進捗状況の年次報告を実施してほしい。
2職員の意識啓発	・市政のあらゆる分野で男女共同参画社会に向けた取り組みを推進するために、市政を担う職員の男女平等の意識啓発を図ります。	46 (再掲)	男女平等に関する職員研修の充実	拡充	全職員が研修を受講できるよう、継続して実施していく。	生活文化課	職員の「男女共同参画意識の主流化」拡大のための研修について検討、実施	職員課との共催で全職員を対象として「男女共同参画社会基本法と、現状の課題について」と題し研修を行った。	庁内における男女共同参画意識の向上につながったと考える。今後も庁内における意識啓発の機会として継続実施できるよう検討していく。	今後も全職員に対して意識の向上を図り男女共同参画の視点を持って施策・事業の立案・運営に臨めるよう研修を継続して実施してほしい。
				継続	職員研修の充実。	職員課	・東久留米市独自研修の実施、東京都市町村職員研修所等への職員派遣	全職員を対象とした男女共同参画社会基本法についての研修会を開催	受講者の意識向上が図られた。	
3市民・事業者の協働による活動の推進	・市民・事業者と行政が一体となって施策を推進するために市民の声を反映する体制を充実します。また、男女共同参画のための市民活動の拠点としての男女平等推進センター事業の拡充に努めます。	165	男女平等推進市民会議の充実	継続	男女平等推進プラン後期5年間の進捗状況の評価について、どう実施していくか、検討。	生活文化課	・本プランの推進に関わる事項(後期プランの進捗状況評価、平成22年度以降のプランの改定)及び男女共同参画社会の実現のために解決が必要な課題について、検討する。	第6期の市民会議委員10名中4名は公募市民であり、学識経験者等を含めると計6名が市民として参画している。また、プランの策定に際してパブリックコメントを募集した。	プラン策定に際しては、市民会議委員の意見を尊重し反映させるとともにパブリックコメントの内容を参考にした。	プラン策定時のパブリックコメントの募集及び市民会議委員の意見を反映したことは評価できる。今後も市民参画の場として男女平等推進市民会議の充実を図ってほしい。
		166	男女共同参画センター事業の拡充	継続	条例設置施設としての形はできたが、限られたスペースの中でセンター事業を効率的に展開し、いかに市民要望に応えていくかを引き続き検討していく。まずはセンターの存在を市民に周知し、センター事業に参加してもらったり、会議室を利用してもらったりする中から、職員とのコミュニケーションが図られ、市民同士の交流の場としても機能していくセンターを目指していく。より一層のPRを行ってきたい。	生活文化課	・本プランの後期計画期間における重点課題の解決に向けた取り組みを、庁内推進機関である男女共同参画推進協議会とともに進めていくための、市民参画拠点として、事業を拡充していく。	市民団体3団体及び市内高校と共催し、4講座を開催した。	事業者と協働での講座は開催できなかったが、庁内関係各課とも調整しつつ事業者に対し働きかけを行っていききたい。	今後も関係各課と連携し、男女平等推進センター事業の充実及び地域の事業所等との協働による活動を推進してほしい。
4男女共同参画条例の制定	・男女共同参画都市宣言の理念の具体化と、男女共同参画社会の実現を目指して条例制定の検討をします。	167	男女共同参画条例制定の検討	新規	引き続き検討する。	生活文化課	・男女共同参画条例制定の検討	条例制定について具体的な進展はなかった。	男女平等推進市民会議にて、検討していきたい。	条例制定の必要性も含め具体的な検討をしてほしい。
5国・都への要請と関係機関との連携	・施策を効果的に推進するために国、都、区市町村及び関係機関との連携強化を図り、情報収集、調査・研究を行い、必要な法や制度の整備、改善と施策の充実を要請します。	168	関係機関との連携強化	拡充	引き続き連携強化を図り、情報収集、調査・研究を行っていく。	生活文化課	・関係機関との連携強化を図り、情報収集、調査・研究を行っていく。	国、都及び市区町村との交換便等を利用した情報交換や担当者連絡会への出席等を通じて連携を図った。	引き続き関係機関との連携強化を図ることで、情報収集、調査・研究を行っていく。	関係機関と連携強化を図り様々な情報収集や調査研究を行っていかなかで、計画のより一層の推進に努めてほしい。
		169	国・都への要請	継続	必要な法制度の整備、改善と施策の充実に関しては国・東京都へ要請を行っていく。	生活文化課	・必要な法制度の整備、改善と施策の充実に関しては国・東京都へ要請を行っていく。	要請は行わなかった。	必要に応じて要請を行っていく。	必要に応じて制度の整備、改善等の要請を行ってほしい。

参 考 资 料

23 東久市生発第 19 号

平成 23 年 6 月 3 日

東久留米市男女平等推進市民会議

会長 山下 泰子 様

東久留米市長 馬 場 一 彦

東久留米市男女平等推進プランについて（諮問）

東久留米市は、平成 23 年 3 月 31 日に男女平等推進市民会議より答申をいただき、計画期間を平成 23 年度～28 年度の 6 年間とした「男女共同参画社会の形成をめざす 東久留米市第 2 次男女平等推進プラン」（以下、「プラン」）を策定いたしました。

このたび、このプランをより実効性のあるものとするための評価方法の検討及び前プランである「改定版東久留米市男女平等推進プラン」の進捗状況の管理を行うために、東久留米市男女平等推進市民会議条例第 2 条に基づき、下記事項について諮問いたします。

記

諮問事項

- 1 改定版東久留米市男女平等推進プランの進捗状況評価について（平成 22 年度事業）
- 2 東久留米市第 2 次男女平等推進プランの評価方法について

答申期限

- 1 について、平成 23 年 10 月 31 日
- 2 について、平成 24 年 3 月 31 日

東久留米市男女平等推進市民会議条例

平成 8年12月25日 条例第23号

改正 平成13年 3月30日 条例第16号

改正 平成14年12月27日 条例第28号

(設置)

第1条 東久留米市男女平等推進プランが目指す男女共同参画社会の実現に向けて、その課題の解決を図るため、市長の附属機関として、東久留米市男女平等推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議し、報告する。

- (1) 東久留米市男女平等推進プランの推進にかかわる事項
- (2) 前号のほか、男女共同参画社会の実現のために解決が必要な課題に関する事項

(組織)

第3条 市民会議は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員10人以内で組織する。

- (1) 学識経験を有する者 2人以内
- (2) 東京都等関係行政機関が推薦する者 2人以内
- (3) 市民公募による者 4人以内
- (4) 市職員で市長が推薦する者 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、会長が招集する。

- 2 市民会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 市民会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 市民会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を徴することができる。

(部会)

第7条 市民会議は、特定事項又は専門的事項について調査及び検討を行うために必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 前2条の規定は、部会の運営について準用する。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、市民部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成13年3月30日条例第16号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年12月27日条例第28号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

東久留米市男女平等推進市民会議委員名簿

	区分	役職等	氏名
	学識経験者	・ 十文字学園女子大学教授	橋本 ヒロ子 H22. 5. 20まで
◎	学識経験者	・ 文京学院大学名誉教授	山下 泰子 H22. 5. 21から
	学識経験者	・ 東久留米市地域産業推進協議会委員 ・ (株)プラスワン・ルネ国際研究所 (経営コンサルティング会社) 代表取締役	渡邊 恭子
	東京都等関係 行政機関の推薦	・ 東京都生活文化スポーツ局都民生活部 男女平等参画室長	堀越 弥栄子 H22. 7. 15まで
	東京都等関係 行政機関の推薦	・ 東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課長	吉村 幸子 H22. 7. 16から
	東京都等関係 行政機関の推薦	・ 東久留米市民生委員・児童委員協議会会長	鈴木 久佐子
	公募市民	・ FUJITSUユニバーシティ(人材育成会社) エグゼクティブ・アドバイザー ・ 金沢工業大学客員教授	守屋 朋子
○	公募市民	・ 東久留米市男女平等推進センター運営協議会委員 ・ 所沢市男女共同参画条例 苦情処理専門委員 ・ ヒューマンライツ・アドバイザー	野田 幸雄
	公募市民	・ 前東久留米市コミュニティサイト 運営委員会事務局長	梶原 千夏子
	公募市民	・ (株)カバト・パートナーズ (教育・販売コンサルティング会社) 代表取締役 ・ 浜松大学・東京農業大学講師	斎藤 利之
	市職員	・ 東久留米市子ども家庭部長	鷲池 正人 H23. 3. 31まで
	市職員	・ 東久留米市子ども家庭部長	西川 昌彦 H23. 4. 1から
	市職員	・ 東久留米市教育部長	鹿島 宗男 H23. 3. 31まで
	市職員	・ 東久留米市教育部長	荒島 久人 H23. 4. 1から

*◎は会長 ○は副会長

*区分 東久留米市男女平等推進市民会議条例 第3条による

*任期 平成21年11月12日～平成23年11月11日

東久留米市男女平等推進市民会議検討経過

<平成23年度>

回数	開催日	会議内容
第1回男女平等推進市民会議	平成23年 6月3日	(1) 委員の委嘱について (2) 諮問書の交付 (3) 諮問事項の協議 (4) その他
第2回男女平等推進市民会議	平成23年 8月1日	(1) 第1回男女平等推進市民会議会議要録(案)について (2) 男女平等推進プラン進捗状況評価(平成22年度分)について (3) その他
第3回男女平等推進市民会議	平成23年10月6日	(1) 第2回男女平等推進市民会議会議要録(案)について (2) 男女平等推進プラン進捗状況評価(平成22年度分)答申案について (3) 第2次男女平等推進プランの評価案について (4) その他

